

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年3月31日

【発行者名】 インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド
(International Management Services Ltd.)

【代表者の役職氏名】 ディレクター ギャリー・バトラー
(Gary Butler, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1102、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
私書箱61号
(PO Box 61, George Town, Grand Cayman, KY1-1102, Cayman
Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 下 瀬 伸 彦
弁護士 江 橋 翔

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集
(売出)外国投資信託受益証
券に係るファンドの名称】 オフショア・ストラテジー・ファンド
- オーストラリア高配当株ファンド
(Offshore Strategy Fund - Australian High Dividend Equity
Fund)

【届出の対象とした募集
(売出)外国投資信託受益証
券の金額】 60億オーストラリア・ドル(約4,517億円)
(注)オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円換算は、便宜上、2019年
10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1
豪ドル=75.28円)による。以下、別段の記載がない限り同じ。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、2019年12月20日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）および2020年3月2日に提出した訂正届出書の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、ファンドの設立地における目論見書の更新を反映するため、本訂正届出書を提出するものであります。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（1）半期報告書に係る訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概況 (八) 資本の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加 または 更新
	(4) 販売及び買戻しの 実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況	1 管理会社の概況 (1) 資本の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
	2 事業の内容及び 営業の概況		(2) 事業の内容及び営業の 状況	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです（5 管理会社の経理の概況は、訂正内容に該当しないため省略します。）。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

オフショア・ストラテジー・ファンド（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドであるオーストラリア高配当株ファンド（以下「ファンド」という。）の運用状況は、次のとおりである。

(1) 投資状況

資産および地域別の投資状況

(2020年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
株式	オーストラリア	106,200,106.92	97.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		3,281,651.27	3.00
合計（純資産総額）		109,481,758.19 (約8,024百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) 豪ドルの円換算は、便宜上、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝73.29円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は豪ドル建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り豪ドルをもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(2) 運用実績

純資産の推移

2020年1月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

<豪ドルクラス受益証券>

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
2019年2月末日	72,493,180.32	5,313,025	100.16	7,341
3月末日	77,892,111.88	5,708,713	101.61	7,447
4月末日	78,944,187.61	5,785,820	104.60	7,666
5月末日	80,437,563.23	5,895,269	105.41	7,725
6月末日	76,836,412.00	5,631,341	107.16	7,854
7月末日	79,504,605.60	5,826,893	105.51	7,733
8月末日	82,116,401.15	6,018,311	103.64	7,596
9月末日	92,741,454.25	6,797,021	105.29	7,717
10月末日	97,950,111.58	7,178,764	104.99	7,695
11月末日	105,545,302.59	7,735,415	106.46	7,802
12月末日	105,460,041.00	7,729,166	105.07	7,701
2020年1月末日	109,481,758.19	8,023,918	106.17	7,781

分配の推移

<豪ドルクラス受益証券>

(税引前)

	1口当たり分配金額		分配基準日	分配落ち日	分配支払日
	豪ドル	円			
2019年2月1日 - 2020年1月末日	4.93	361	2019年6月28日	2019年7月1日	2019年7月4日

(注) 1口当たり分配金は0.01豪ドル未満を四捨五入して表示している。

収益率の推移

2020年1月末日までの1年間における収益率は次のとおりである。

<豪ドルクラス受益証券>

計算期間	収益率(注)
2019年2月1日 - 2020年1月末日	16.51%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

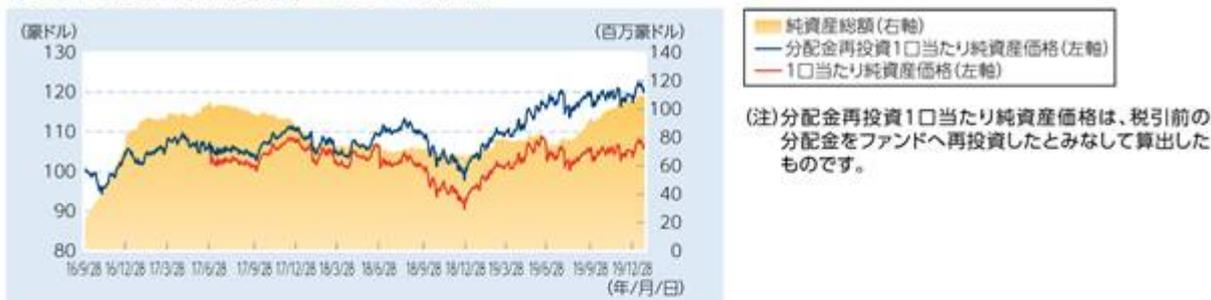
a = 2020年1月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間に支払われた分配金を加えた額)

b = 2019年1月末日現在の1口当たり純資産価格(分配額の額)

< 参考情報 >

純資産の推移

(2016年9月28日(運用開始日)～2020年1月末日)



分配の推移(1口当たり、税引前)

	1口当たり分配金額 豪ドル	分配基準日	分配落ち日	分配支払日
第1会計年度 (2016年9月28日～2017年6月末日)	2.70	2017年6月30日	2017年7月3日	2017年7月6日
第2会計年度 (2017年7月1日～2018年6月末日)	5.39	2018年6月29日	2018年7月2日	2018年7月5日
第3会計年度 (2018年7月1日～2019年6月末日)	4.93	2019年6月28日	2019年7月1日	2019年7月4日
直近1年間累計 (2019年2月1日～2020年1月末日)	4.93	2019年6月28日	2019年7月1日	2019年7月4日
設定来累計 (2016年9月28日～2020年1月末日)	13.02	-	-	-

(注)1口当たり分配金は0.01豪ドル未満を四捨五入して表示しています。

投資有価証券の主要銘柄

(2020年1月末日現在)

順位	銘柄名	国・地域名	業種	投資比率(%)
1	AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP AU LINE	オーストラリア	銀行	5.25
2	AGL ENERGY LTD AUD LINE	オーストラリア	電気	4.93
3	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA AUD	オーストラリア	銀行	4.59
4	TELSTRA CORP AUD	オーストラリア	通信	4.50
5	STOCKLAND NPV STAPLED AUD	オーストラリア	不動産投資信託	4.49
6	WOODSIDE PETROLEUM AU LINE	オーストラリア	石油・ガス	4.31
7	NATIONAL AUSTRALIA BANK AU LINE	オーストラリア	銀行	3.78
8	JB HI-FI LTD AU LINE	オーストラリア	小売	3.69
9	WESTPAC BKG AUD	オーストラリア	銀行	3.61
10	SCENTRE GRP STAPLED UNIT AUD	オーストラリア	不動産投資信託	3.29

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

収益率の推移



(注1)ファンドにはベンチマークはありません。

(注2)ファンドの収益率(%)=100×(a-b)/b

a=各暦年末の1口当たり純資産価格(当該各暦年に支払われた税引前分配金の合計金額を加えた額)

b=当該各暦年の直前の各暦年末の1口当たり純資産価格(分配額の額)

ただし、2016年については、1口当たり当初発行価格(100.00豪ドル)

(注3)2016年については2016年9月28日(運用開始日)から同年末日まで、2020年については同年1月1日から同年1月末日までの収益率となります。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2020年1月末日までの1年間における販売及び買戻しの実績ならびに2020年1月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

<豪ドルクラス受益証券>

販売口数	買戻口数	発行済口数
547,008	246,623	1,031,226
(547,008)	(246,623)	(1,031,226)

(注) ()内の数字は、日本国内における販売・買戻および発行済の口数を示す。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を日本語に翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、豪ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について2020年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=73.29円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1) 資産及び負債の状況

オフショア・ストラテジー・ファンド

- オーストラリア高配当株ファンド

貸借対照表

2019年12月31日

	注記	2019年	
		豪ドル	千円
資産			
投資有価証券、公正価値（取得原価：99,669,135豪ドル）	3	102,962,580	7,546,127
現金		2,102,556	154,096
受益証券の発行未収金		830,158	60,842
未収配当金		334,180	24,492
未収利息		486	36
その他の資産		90,012	6,597
資産合計		<u>106,319,972</u>	<u>7,792,191</u>
負債			
受益証券の買戻未払金		396,257	29,042
未払報酬	6	463,674	33,983
負債合計		<u>859,931</u>	<u>63,024</u>
純資産		<u>105,460,041</u>	<u>7,729,166</u>
1口当たり純資産価格（「NAV」）			
- 豪ドルクラス受益証券			
（純資産額105,460,041豪ドルおよび			
発行済受益証券1,003,670口に基づく）		105.07	7,701 円

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

オフショア・ストラテジー・ファンド
- オーストラリア高配当株ファンド
損益計算書

2019年12月31日に終了した6か月間

	2019年	
	豪ドル	千円
投資収益		
受取配当金（源泉徴収税526,276豪ドル控除後）	2,066,964	151,488
利息	3,620	265
	2,070,584	151,753
費用		
管理事務代行報酬	30,922	2,266
管理報酬	11,267	826
投資運用報酬	329,550	24,153
監査報酬	20,788	1,524
受託報酬	9,013	661
販売報酬	316,007	23,160
取引手数料	48,384	3,546
代行協会員報酬	45,067	3,303
保管報酬	11,487	842
その他の報酬	56,112	4,112
	878,597	64,392
純投資収益	1,191,987	87,361
実現および未実現利益の純変動		
投資有価証券に係る実現純損失	(1,312,716)	(96,209)
投資有価証券に係る未実現評価益の純変動	2,299,176	168,507
	986,460	72,298
運用による純資産の純増加額	2,178,447	159,658

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

オフショア・ストラテジー・ファンド
- オーストラリア高配当株ファンド
純資産変動計算書
 2019年12月31日に終了した6か月間

	2019年	
	豪ドル	千円
運用による純資産の純増加額		
純投資収益	1,191,987	87,361
投資有価証券に係る実現純損失	(1,312,716)	(96,209)
投資有価証券に係る未実現評価益の純変動	2,299,176	168,507
	2,178,447	159,658
受益者への分配		
豪ドルクラス受益証券	(3,535,032)	(259,082)
資本取引		
受益証券の発行	37,906,861	2,778,194
受益証券の買戻し	(7,926,647)	(580,944)
	29,980,214	2,197,250
資本取引による純資産の純増加額		
	28,623,629	2,097,826
純資産の総増加額		
	28,623,629	2,097,826
純資産額		
期首	76,836,412	5,631,341
	76,836,412	5,631,341
期末	105,460,041	7,729,166
	105,460,041	7,729,166

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

オフショア・ストラテジー・ファンド

- オーストラリア高配当株ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2019年12月31日に終了した6か月間

	2019年	
	豪ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー		
運用による純資産の純増加額	2,178,447	159,658
運用による純資産の純増加額と運用活動に 使用された純現金を一致させるための調整：		
投資対象の購入	(33,500,811)	(2,455,274)
投資対象の売却手取額	5,970,310	437,564
投資有価証券に係る実現純損失	1,312,716	96,209
投資有価証券に係る未実現評価益の純変動	(2,299,176)	(168,507)
運用に関連する資産および負債の変動		
未収配当金の減少	163,297	11,968
未収利息の減少	436	32
その他の資産の減少	25,987	1,905
未払報酬の増加	73,340	5,375
運用活動に使用された純現金	<u>(26,075,454)</u>	<u>(1,911,070)</u>
財務活動に使用されたキャッシュ・フロー		
受益証券発行による収入	38,150,647	2,796,061
受益証券買戻しによる支出	(7,752,039)	(568,147)
受益者への分配	<u>(3,535,032)</u>	<u>(259,082)</u>
財務活動により生じた現金（純額）	<u>26,863,576</u>	<u>1,968,831</u>
現金の純変動	788,122	57,761
現金の期首残高	<u>1,314,434</u>	<u>96,335</u>
現金の期末残高	<u><u>2,102,556</u></u>	<u><u>154,096</u></u>
情報の補足開示：		
受取利息	4,056	297
受取配当金（源泉徴収税控除後）	2,230,260	163,456

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

オフショア・ストラテジー・ファンド

- オーストラリア高配当株ファンド

財務ハイライト

2019年12月31日に終了した6か月間

豪ドルクラス受益証券

豪ドル

受益証券1口当たり運用成績：

期首における受益証券1口当たりNAV	107.16
投資運用による収益（B）	
純投資収益	1.18
実現および未実現利益の純変動	1.66
投資運用による合計	2.84
分配金	(4.93)
期末における受益証券1口当たりNAV	105.07
トータルリターン（A）	2.77%
比率/補足データ：	
平均純資産額に対する費用比率（A）	(1.86%)
平均純資産額に対する純投資収益比率（A）	2.52%

（A）トータルリターンは、当期中のNAVの変動に基づき計算され、すべての配当金が再投資されるものと仮定している。費用比率および純投資収益比率は当期中の平均純資産残高に基づいて計算される。財務ハイライトは、すべての投資関連費用および運用費用を反映したものである。

（B）資本取引のタイミングにより結果は異なる。受益証券1口当たりの情報については、当期中の月平均受益証券口数残高に基づいて計算される。

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

オフショア・ストラテジー・ファンド

- オーストラリア高配当株ファンド

財務書類に対する注記

2019年12月31日

1. トラストに関する説明

オーストラリア高配当株ファンド（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、2016年7月29日付基本信託証書（以下「基本信託証書」という。）により設定されたオープン・エンド型のユニット・トラストであるオフショア・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンドである。オーストラリア高配当株ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき、2016年7月29日付補遺信託証書（以下「補遺信託証書」という。）により組成された。ファンドは、2016年9月28日に運用を開始した。

インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド（以下「管理会社」という。）は、ファンドの管理会社として従事する。ファンドの資産は、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（以下「投資運用会社」という。）により日々運用される。投資運用会社は、レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド（以下「副投資運用会社」という。）に副投資運用業務を委任する。エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）は、ファンドの管理事務代行会社として従事する。

ファンドの投資目的は、主にオーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託証券を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長を目指すことである。ファンドは、配当水準を重視し、相対的に高配当の銘柄を選定する。ファンドは、不動産投資信託証券およびその他の上場ピークルを含む、取引所に上場している銘柄に投資する。ファンドは、流動性に配慮し、流動性の高いポートフォリオの構築を図る。

補遺信託証書および基本信託証書の条項に基づき、G.A.S.（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が、ファンドの受託会社として任命された。

2. 重要な会計方針の要約

添付の当財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠して作成されている。米国GAAPに準拠した財務書類の作成において、ファンドの経営陣は、見積りおよび仮定を行うよう求められるが、これらは、財務書類の日付時点に報告されている資産および負債の金額ならびに偶発資産および負債の開示事項、ならびに当期中に報告されている収益および費用の金額に影響を及ぼすものである。公正価値による投資売却時に実現した最終金額を含む実際の結果は、それら見積りとは異なることがあり、重大な差異となることもありうる。

ファンドは投資会社であり、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）および会計基準編纂書（以下「ASC」という。）第946号「金融サービス-投資会社」の投資会社会計および報告ガイダンスに従う。

有価証券および契約上の取引は、取引日/約定日ベースで計上される。受取利息は、適用ある源泉税を控除した実行利回りベースで計上される。支払利息およびその他の費用は、発生主義で計上される。有価証券取引による実現損益は、先入先出法を使用し計算される。投資の評価額の変動は、未実現評価益または評価損として損益計算書に計上される。

以下は、財務書類の作成にあたってファンドが従った重要な会計方針の要約である。

投資の評価

以下の評価方針が、ファンドの投資評価額を決定する際に適用される。

取引所に上場されている譲渡性のある有価証券は、算定日の当該取引所における最終販売価格で評価されるか、もしくは当該日に販売が行われなかった場合、当該日の営業終了時点の買呼値で評価される。店頭で取引されている譲渡性のある有価証券は、算定日の最終販売価格で評価されるか、もしくは当該日に販売が行われなかった場合、当該日の営業終了時点の買呼値で評価される。市場相場を入手できない有価証券またはその他の金融商品をファンドが取得する場合、かかる有価証券は、ファンドが決定するその公正価値で評価される。2019年12月31日現在、投資の公正価値について、相場付けされておらずファンドによって決定されたものはない。

費用

費用は発生主義で計上される。

外貨換算

2019年12月31日に終了した期間中に実施されなかったが、資産および負債は、オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」または「機能通貨」という。）以外の通貨で保有されることがあり、財務書類の日付現在の実勢為替レートで機能通貨に換算される。収益および費用は、収益および費用が発生した日付の実勢為替レートで換算される。外貨取引により生じた実現および未実現損益は、それらが生じた期間の損益計算書に含まれる。

ファンドは、投資に係る外国為替レートの変動による運用損益の部分と保有有価証券の市場価格の変動から生じる損益部分を分離していない。かかる変動については、投資による実現および未実現純利益に含まれる。

現金

受託会社は、スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドをその保管会社として任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドは、同様にしてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「BBH」という。）をその副保管会社に任命した。現金はBBHに保有される当初満期が3か月未満の現金で構成される。

法人所得税

ケイマン諸島の法律に基づき、ファンドには所得税、源泉税およびキャピタル・ゲイン税またはその他の税金が課されない。ケイマン諸島以外の特定の税務管轄地において、ファンドが受領した配当金および利息に対して外国税が源泉徴収されることがある。当該税務管轄地においてファンドが得たキャピタル・ゲインは、通常、外国法人所得税または源泉徴収税から免除される。ファンドはその業務を遂行することを目的としているため、いずれの税務管轄地においても法人所得税を課されない。したがって、当財務書類には法人所得税に対する引当金は設定されていない。受益者は、個々の状況に応じたファンドの税務基準額に対する持分割合で課税されることがある。

ファンドは、税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（FASBの会計基準編纂書第740号）に従う。それは、ファンドの税務ポジションが、適用ある税務当局による税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「支持される可能性の方が高い（more likely

than not)」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう経営陣に要求するものである。

支持される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税務ベネフィットは、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。投資運用会社はこの権威のある指針のもとで当財務書類に影響が及ぶことはないと判断した。

保証および/または補償

通常の運営の中で、受託会社および/または管理会社は、ファンドに代わって、一般的な補償を提供する様々な条項を含む契約を締結する。これによって、現在はまだ発生していないが、将来、ファンドに対して何らかの請求が起こされる可能性があり、これらの契約に伴うファンドの最大エクスポージャーは不明である。

ASC第480号

ASC第480号の「負債と資本の双方の特性を有する特定の金融商品の会計処理」の規定では、買戻通知で要求される金額および受益証券口数が確定した時点で、買戻しを負債として認識する。この認識日は通常、買戻要求の性質によって、買戻通知の受領時または会計期間の末日のいずれかになる。未払買戻金は、ファンドの運営書類に従った利益/(損失)の配分目的上、資本として処理されることがある。2019年12月31日現在、未払買戻金は396,257豪ドルであった。

3. 公正価値の測定および開示

ASC第820号「公正価値の測定および開示」は、資産または負債の取引活動の量と水準が著しく低下した際にASC第820号に従った公正価値を見積るための追加ガイダンスを規定し、また、秩序のない取引を示唆する状況を特定するためのガイダンスを規定する。

ASC第820号は、公正価値測定に使用される評価手法に対するインプットを優先させる公正価値ヒエラルキーを設定する。ヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における調整なしの上場相場価格（レベル1測定）を最優先とし、また観測不能なインプット（レベル3測定）を最下位とする。

ASC第820号に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下の通りである。

- レベル1 - ファンドが測定日にアクセス可能な、同一の資産または負債の活発な市場における調整なしの相場価格を反映するインプット；
- レベル2 - 活発とは見なされない市場におけるインプットを含む、資産または負債に関して直接的または間接的に観測可能な相場価格以外のインプット；
- レベル3 - 観測不能なインプット。

インプットは様々な評価手法の適用に際して利用されるものであり、リスクに関する仮定を含め、評価を決定するにあたり市場参加者が用いる仮定を広く示している。金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づいて決定される。投資運用会社は観測可能なデータを、容易に利用可能であり、定期的に配布または更新され、信頼でき検証可能であり、独占されていない、かつ関連市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供される市場データであると見なす。ヒエラルキー内の金融商品の分類は、商品の価格設定における透明性に基づいており、投資運用会社が認識している商品のリスクと必ずしも一致しない。

その価値が活発な市場における相場価格に基づいている投資は、レベル1に分類される。

活発とは見なされない市場で取引されているが、相場価格、ディーラーの気配値、あるいは観測可能なインプットにより支持されるそれに代わるプライシング・ソースなどに基づき評価される投資は、レベル2に分類される。

レベル2の投資には、活発な市場で取引されず、および/または譲渡制限を受けるポジションが含まれるため、非流動性および/または非譲渡性を反映するために調整されることもある。非流動性や非譲渡性については通常、利用可能な市場情報に基づいている。

レベル3に分類される投資は、取引が稀であるか、または全く取引がないため、著しく観測不能なインプットしか有していない。

以下の表は、貸借対照表上のファンドの投資を、2019年12月31日現在の評価ヒエラルキー内のレベル別に表示したものである。

	レベル1 豪ドル	レベル2 豪ドル	レベル3 豪ドル	合計 豪ドル
資産				
株式	102,962,580	-	-	102,962,580
合計	<u>102,962,580</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>102,962,580</u>

当期中にレベル間の移動はなかった。

4. 資本

豪ドルクラス受益証券

2019年7月1日現在の発行済受益証券口数	717,045
期中発行	362,774
期中買戻し	(76,149)
2019年12月31日現在の発行済受益証券口数	<u>1,003,670</u>

受益証券は、豪ドル建てである。今後、受益証券の追加クラスが募集されることもある。豪ドルクラス受益証券は、以下の（ ）項から（ ）項までのいずれにも該当しない者、法人もしくは事業体である適格投資家による入手が可能である。（ ）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは米国において存続するパートナーシップ、または米国の法律に基づき設立された法人、信託もしくはその他の事業体、（ ）ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を所在地とする者（慈善信託もしくは慈善団体の目的物、または免税会社もしくは非居住者であるケイマン諸島の会社を除く。）、（ ）適用ある法令に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者、または（ ）（ ）項から（ ）項に記載されるいずれかの者、法人または事業体の保管者、名義人または受託者。

管理会社は、受益者への事前通知または受益者の書面による同意を得ることなく、一または複数のファンドの受益証券クラスの発行を決定することがある。

受益者1名によって、豪ドルクラス受益証券に帰属するすべての受益証券が保有される。

豪ドルクラス受益証券は、受益証券1口当たり100豪ドルの当初価格で発行された。受益証券の各クラスの申込者1名当たりの最低申込口数は、10口とし、10口を超える申込みは、1口単位で行うことができる。

既存受益者による継続申込みについて、受益証券1口当たり購入価格は、買付日に関する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とし、小数第3位以下は四捨五入される。

ファンドの買付日は、各営業日および/または管理会社が各ファンドに関して随時定めるその他の日とする。

受益証券は、受益者の選択により各買戻日に受益証券を提出して買戻しを請求することができる。（ ）管理会社により任命された販売会社としての資格で受益証券の買戻しを請求する者は、関連する

買戻日の午後7時(日本時間)まで。ただし、買戻請求者(すなわち関連する販売会社)が買戻し請求に対応する請求を同日の午後2時(日本時間)までに受領していることを条件とする、または()申込者が直接(管理会社により任命された販売会社を通じてではなく)受益証券の買戻し請求をした場合は、関連する買戻日の午後2時(日本時間)までとする。どちらの場合においても、受託会社および管理会社が管理事務代行会社と協議の上特定の場合において決定することがある。

ファンドの買戻日は、各営業日および/または管理会社が各ファンドに関して随時定めるその他の日とする。

いかなる時においても、かつ、いかなる理由によっても、管理会社は、すべてのまたはいずれかの影響を受ける受益者に対し、5営業日前までの通知を行うことにより、ファンドの受益証券の買戻しを適用ある買戻価格で行うことができる。

受益証券1口当たりの純資産価格は、ファンドの資産および負債(ファンドに発生した報酬および費用を含む)の差額を発行済み豪ドルクラス受益証券の口数で除して算出される。

管理会社は、受益証券の各クラスに関して、管理会社が投資運用会社と協議の上で決定し、かつ、受託会社が承認する金額の分配(もしあれば)を宣言し、その支払いを手配することができる。かかる分配は受益証券の当該クラスに帰属する配当収入および資本から支払うことができる。

分配落ち日は、毎年6月の最終営業日および/または管理会社が決定したその他の日または日付(以下「分配基準日」という。)の翌営業日とする。

当期に係る分配基準日は、2019年6月の最終営業日であった。将来も分配金が支払われるとの保証はなく、また、将来分配金が支払われる場合においても、かかる分配金と同額が支払われるとの保証はない。分配金3,535,032豪ドル(分配落ち日2019年7月1日)が、2019年7月4日に支払われた。

5. 関連当事者取引

一方の当事者が、他方の当事者を支配可能であるか、または、他の当事者の財務上および業務上の意思決定に対して重要な影響力を行使可能である場合、それらの当事者は関連していると見なされる。通常の運営以外に、関連当事者との取引はなかった。管理会社、受託会社および関係会社は、ファンドの関連当事者と見なされる。当期中に関連当事者に支払った報酬は、損益計算書に開示されている。当期末に関連当事者に支払うべき未払金は貸借対照表に開示されている。

6. 報酬および費用

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる、純資産価額の年率0.06%に相当する報酬を受領する。

管理事務代行会社はまた、（a）設立手数料5,000米ドル、および（b）ファンドの財務書類作成サポートの提供に関する年間報酬5,000米ドル、（c）ケイマン諸島金融当局に対して行う、ファンドの監査済決算書の届出に関連する年間手数料1,000米ドル、ならびに（d）日本の規制のために必要とされる一定のレポートや報告書等の準備について管理会社またはその受任者を支援することに関連する年間手数料500米ドルを受け取る権利も有する。

管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる純資産価額の年率0.025%に相当する報酬を受領する。

投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる、純資産価額の年率0.73%に相当する報酬を受領する。

副投資運用報酬

投資運用会社は、投資運用会社が受領した報酬から、副投資運用会社の報酬を支払う。

ただし、副投資運用会社のファンドに関する職務遂行に伴い発生したすべての合理的な現金支出費用はファンドから支払われる。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる、純資産価額の年率0.02%に相当する報酬を受領する。

販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる、純資産価額の年率0.70%に相当する報酬を受領する。

代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる、純資産価額の年率0.10%に相当する報酬を受領する。

保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる、純資産価額の年率0.025%に相当する報酬を受領する。

2019年12月31日現在、未払いの報酬は以下の通りである。

	豪ドル
管理事務代行報酬	8,847
管理報酬	2,147
投資運用報酬	181,112
監査報酬	19,015
受託報酬	1,717
販売報酬	173,669
取引手数料	16,159
代行協会員報酬	24,818
保管報酬	4,415
その他の報酬	31,775
	463,674
	463,674

7. オフ・バランス・シート・リスクおよびリスクの集中

ファンドの取引活動により、ファンドは、市場リスク（価格リスク、金利リスクおよび通貨リスクを含む）、信用リスクならびに流動性リスクなど様々な金融リスクに晒される。

市場リスク

投資額のすべてが元本損失のリスクに相当する。投資運用会社は、厳選した有価証券およびその他の金融商品を通じてリスクを低減する。

ファンドの投資運用プロセスは、注記1に詳述されている。配当収入および信託財産の中長期的成長を目指すというファンドの目標を可能にする主要決定要素は、オーストラリアの取引所に上場されている株式および不動産投資信託のポートフォリオへの投資に対する投資戦略に基づくものである。ファンド全体の市場ポジションは、ファンドの投資運用会社により日々監視される。

ファンドの投資の価値は、広域経済、金融および通貨市場ならびに外国為替レートの変動を含むがこれに限定されない、様々な要因により影響を受ける。

市況の下落において、ファンドが保有する株式の価値が下がり、結果として純資産価額が当初元本を下回ることがある。また、発行体の経済状態の悪化もしくは破綻などのマイナスの事象により、株式の価値を実質的に下落させたり、純資産価額に深刻な影響を与えることがある。

信用リスク

信用リスクとは、取引相手方がファンドに対するその義務の条件を履行できない場合に、ファンドに発生するであろう潜在的な損失を表す。上場商品については、取引所が特定の取引に対する取引相手方として行為するため、取引相手方へからの特定ポジションについて、取引所が受け渡しリスクを負う。

管理会社は保管会社を監視し、適切な保管会社であると判断しているが、ファンドが随時利用する当該保管会社またはいずれの保管会社についても、支払不能に陥らないという保証はなく、結果ファンドに損失を招く場合がある。

債務不履行、支払不能もしくは機関の清算などによる顧客の財産を保護する条例および法令がある一方、ファンド資産の保管会社を有する機関が債務不履行の場合に、当該期間中にその資産が利用不能と

なる、最終的にその資産の完全な回収額よりも少なくなる、またはその両方によりファンドが損失を被ることはないという確証はない。ファンドのすべての現金は、単一機関の保管会社にあるため、かかる損失が重大となり、ファンドがその投資目的を達成する能力を著しく損なう可能性がある。ファンドは、当該機関が債務を返済する義務を履行できない範囲について信用リスクを負う。

流動性リスク

投資者は、受益証券の価値が下落することもあれば上昇することもあるということに留意すべきである。ファンドの投資は、リスクの程度に影響され、ファンドの投資目的が達成されるという保証はない。

ファンドは、日々の受益証券の買戻しリスクに晒されているが、経営陣はファンドがその運営に対する現在および予測可能な義務を果たすために十分な源泉を有しており、また必要な場合、買戻しに充当するための流動性があり、小規模な資本を適切に反映する市場ポジションを得るものと思料する。ファンドがその債務履行能力を確保するため、当該ポジションは経営陣によって継続的に監視される。

通貨リスク

2019年12月31日に終了した期間中に実施されなかったが、ファンドは、為替先渡取引を締結することがあり、また豪ドル以外の通貨建ての貨幣性資産および非貨幣性資産ならびに貨幣性負債および非貨幣性負債を有することがある。したがって、他の通貨建て資産および負債の価値が為替レートの変動によって変化するため、通貨リスクに晒されることがある。ファンドは、その通貨リスクに対するエクスポージャーを制限するために、随時通貨ヘッジ取引を締結することがある。

豪ドル以外の通貨建て企業の有価証券に投資する場合、ファンドは、報告される当該有価証券の価値に対し逆効果となる方法で、他の通貨に対する豪ドル為替レートが変動するリスクに晒されることがある。

8. コミットメントおよび偶発事象

2019年12月31日現在、ファンドにコミットメントまたは偶発事象はなかった。

9. 後発事象

経営陣は、当財務書類が発行可能となった日付である2020年2月19日までについて後発事象の検討を行った。

2020年1月1日から2020年2月19日までに、ファンドの発行6,899,267豪ドルおよびファンドの買戻し2,211,051豪ドルが行われた。

経営陣は、当財務書類について追加の開示を必要とするようなその他の後発事象はないものと結論付けた。

当財務書類は、2020年2月19日に承認された。

(2) 投資有価証券明細表等

オフショア・ストラテジー・ファンド

- オーストラリア高配当株ファンド

投資有価証券明細表

2019年12月31日現在

株式	名目 保有株数	公正価値 豪ドル	純資産 比率%
オーストラリア			
豪ドル AGL Energy Ltd	270,374	5,680,558	5.39
APA Group	271,049	3,087,248	2.93
ASX Ltd	22,495	1,817,371	1.72
Aurizon Holdings	320,800	1,722,696	1.63
Ausnet Services	756,874	1,313,176	1.25
Australia and New Zealand Banking Group	216,878	5,378,574	5.10
Bendigo & Adelaide Bank Limited	105,223	1,046,969	0.99
Boral Limited	203,726	928,991	0.88
Charter Hall Retail	128,365	553,253	0.52
Coca-Cola Amatil	278,324	3,150,628	2.99
Coles Group Ltd	120,717	1,851,799	1.76
Commonwealth Bank of Australia	57,322	4,648,814	4.41
Dexus Property Group	29,728	352,574	0.33
Flight Centre Travel Group	9,492	428,279	0.41
G8 Education Ltd	386,926	752,571	0.71
GPT Group	233,960	1,340,591	1.27
GWA Group Ltd	149,012	509,621	0.48
Harvey Norman Holdings Ltd	497,097	2,092,778	1.98
Inghams Group Ltd	187,477	646,796	0.61
Insurance Australia Group	322,740	2,530,282	2.40
IOOF Holdings	351,691	2,873,315	2.72
JB Hi-Fi Ltd	101,884	4,009,135	3.80
Macquarie Group Ltd	7,679	1,067,919	1.01
Medibank Private Ltd	398,977	1,292,685	1.23
National Australia Bank	155,417	3,868,329	3.68
Nine Entertainment	1,402,742	2,595,073	2.46
QBE Insurance Group	49,153	640,955	0.61
SCA Property Group	208,988	568,447	0.54
Scentre Group	906,828	3,536,629	3.35
Spark Infrastructure	891,074	1,889,077	1.79
Star Entertainment Group Ltd	403,999	1,923,035	1.82
Stockland NPV	999,316	4,706,778	4.46
Suncorp Group Ltd	198,995	2,626,734	2.49
Sydney Airport	347,856	3,057,654	2.90
Tabcorp Holdings Ltd	641,451	3,001,991	2.85

オフショア・ストラテジー・ファンド
- オーストラリア高配当株ファンド
投資有価証券明細表
 2019年12月31日現在
 （つづき）

株式（つづき）		名目 保有株数	公正価値 豪ドル	純資産 比率%
オーストラリア（つづき）				
豪ドル	Telstra Corp	1,302,703	4,741,839	4.51
	Transurban Group	174,144	2,646,989	2.51
	Vicinity Centres	1,080,811	2,734,452	2.59
	Viva Energy Group Ltd	1,028,674	2,026,488	1.92
	Wesfarmers Ltd	72,324	3,036,162	2.88
	Westpac Banking	152,987	3,732,883	3.54
	Woodside Petroleum	132,167	4,615,272	4.38
	Woolworths Ltd	49,637	1,858,409	1.76
	WPP AUNZ Ltd	145,854	78,761	0.07
オーストラリア合計				
（取得原価：99,669,135豪ドル）			<u>102,962,580</u>	<u>97.63</u>

記号	通貨	国名
AUD	豪ドル	オーストラリア

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

2020年1月末日現在、管理会社の発行済および払込済株式資本の額は、50,000米ドル（約545万円）である。管理会社の発行済株式数は41,667株である。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円換算は、便宜上、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.06円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、適式に設立され、有効に存続し、またケイマン諸島の銀行および信託会社法（2020年改訂）の規定に基づき信託業務を行う免許を受けた信託会社である。管理会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）に基づくミューチュアル・ファンド管理者としての免許を受けており、またケイマン諸島の証券投資業法（2020年改訂）のセクション5（4）および別紙4に基づく登録者として登録されている。

2020年1月末日現在、管理会社は、5本のケイマン籍オープン・エンド型契約型投資信託を運営および管理しており、その純資産額の合計は約340,788,311米ドル（約371億6,637万円）である。

(3) その他

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

（２）その他の訂正

下線または傍線部は訂正部分を示します。ただし、「第二部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 ３ 投資リスク （１）リスク要因」においては、下線部は内容の訂正部分、また傍線部は位置の訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

１ ファンドの性格

（３）ファンドの仕組み

管理会社の概況

<訂正前>

（イ）設立準拠法

管理会社は、適式に設立され、有効に存続し、またケイマン諸島の銀行および信託会社法（2018年改訂）の規定に基づき信託業務を行う免許を受けた信託会社である。

（ロ）事業の目的

管理会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2019年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づくミューチュアル・ファンド管理者としての免許を受けており、またケイマン諸島の証券投資業法（2019年改訂）のセクション5（4）および別紙4に基づく登録者として登録されている。

（後略）

<訂正後>

（イ）設立準拠法

管理会社は、適式に設立され、有効に存続し、またケイマン諸島の銀行および信託会社法（2020年改訂）の規定に基づき信託業務を行う免許を受けた信託会社である。

（ロ）事業の目的

管理会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づくミューチュアル・ファンド管理者としての免許を受けており、またケイマン諸島の証券投資業法（2020年改訂）のセクション5（4）および別紙4に基づく登録者として登録されている。

（後略）

（４）ファンドに係る法制度の概要

準拠法の名称

<訂正前>

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法およびリテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2018年改訂）（以下「本規則」という。）により規制されている。

<訂正後>

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2020年改訂）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法およびリテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2018年改訂）（以下「本規則」という。）により規制されている。

準拠法の内容

（八）リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2018年改訂）

<訂正前>

（前略）

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律（2019年改訂）およびマネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。一般投資家向け投資信託は、保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律（2020年改訂）（以下「犯罪収益法」という。）およびマネー・ロンダリング防止規則（2020年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。一般投資家向け投資信託は、保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

（後略）

（5）開示制度の概要

ケイマン諸島における開示

（イ）CIMAへの開示

<訂正前>

（前略）

（e）ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（2018年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守することなしに事業を遂行するか、またはその旨を意図していること。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（e）ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（2020年改訂）（以下「金融庁法」という。）、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守することなしに事業を遂行するか、またはその旨を意図していること。

（後略）

3 投資リスク

（1）リスク要因

<訂正前>

（前略）

株価変動リスク

一般的に株式市場が下落した場合には、ファンドの投資対象である株式の価格は下落し、結果として、受益証券1口当たり純資産価格が下落し投資元本を割り込むことがある。また、ファンドが投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、受益証券1口当たり純資産価格に大きな影響を及ぼす。

不動産投資信託の価格変動リスク

不動産投資信託の価格は、保有する不動産等の市場価値の低下および賃貸収入等の減少により下落することがある。また、不動産市況、金利環境、関連法制度の変更等の影響を受けることがある。これらの影響により、ファンドが投資している不動産投資信託の価格が下落した場合には、受益証券1口当たり純資産価格が下落し投資元本を割り込むことがある。

為替レート

豪ドルクラス受益証券および受益証券1口当たり純資産価格は、豪ドル建てである。したがって、他の通貨建てで投資が行われる場合、受益証券1口当たり純資産価格は、豪ドルと当該他の通貨の間の外国為替レートの変動による影響を受ける。

市場リスク

ファンドの勘定で保有される証券の価格は、通常市場変動の影響を受けるとともに、海外の証券市場への投資によるリスクにさらされる。よって、ファンドへの投資の価値が維持されるまたは上昇するとの保証はない。

政治リスクおよび/または規制リスク

ファンドの勘定で保有される資産の価値は、海外の政治情勢、政府方針、税制、外国投資および通貨の本国送金に対する制限の変更、為替変動、通貨介入やその他適用ある法令の動向などの不確実性による影響を受けることがある。

決済リスク

ファンドは、証券の取引の相手方に関する信用リスクにさらされ、かかる取引相手方がファンドの勘定で行われた取引について決済不履行を生じさせた場合には決済不履行リスクを負うこともある。取引相手方による不履行リスクは、長期債、中期債や類似する債券または債務証券などの債務証券の取引に関して特に関係するものであり、これらの債務証券は、投資運用会社および/または副投資運用会社によるファンドの資産の主な投資先である。

金利の変動

固定利付資産の価値は、金利の変動に基づき変動することがある。一般に、金利上昇時には固定利付資産の価値は下落する傾向がある一方で、金利低下時には固定利付資産の価値は上昇する傾向にある。固定利付資産の価値変動の程度は、固定利付資産の残存期間および発行条件を含む多くの要因に依存する。

金利の変動は、投資運用会社および/または副投資運用会社がファンドの勘定で購入する金融派生商品の価値と価格に影響を与えることがある。

信用リスク

ファンドの勘定で保有される資産は、ファンドの投資対象またはその発行体の信用度の変動に起因するリスクにさらされる。一例を挙げると、債券の発行体が元利金の返済義務を履行できないことがあり、または債券投資家全体が発行体に対する評価を下げ、その結果、発行体の債券の価格が下落することがある。また、格付けに関する信用格付機関の見解により、ファンドの勘定で行われる投資の信用スプレッドに影響が及ぶことがある。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、投資対象をファンドの勘定で適時に売却する投資運用会社および/または副投資運用会社の能力に関する。相対的に流動性の低い証券の市場は、より流動性の高い証券の市場に比べて変動性が高くなる傾向がある。ファンドの資産を相対的に流動性の低い証券に投資することにより、ファンドの投資対象を希望する価格および時期に処分する投資運用会社および/または副投資運用会社の能力が制限されることがある。さらに、かかる投資対象の転売は、時に、契約上の規定により制限されることがあり、かかる制限自体が当該投資対象の価値に影響を及ぼす場合がある。また、取引所が特定の金融商品もしくは契約の取引を停止し、特定の金融商品もしくは契約の即時清算および決済を命じ、または特定の金融商品もしくは契約の取引を清算目的に限定して行うよう命じる可能性がある。流動性を欠くことによるリスクは、店頭取引の場合においても生じる。かかる金融商品または契約の規制市場が存在しないことがあり、当該金融商品または契約のディーラーのみが買呼値および売呼値を行う可能性がある。市場性のない証券への投資は流動性リスクを伴う。また、かかる証券は評価が困難であり、その発行体は、規制市場の投資家保護に関する規則に常に従うとは限らない。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、契約条件に関する紛争(正当な根拠に基づくものであるか否かにかかわらず。)または信用もしくは流動性の問題を理由にカウンターパーティーが取引をその条件に従って決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合がある。満期までの期間が長く、何らかの出来事が決済を妨げる可能性がある契約の場合、または単独もしくは少数のカウンターパーティーとの間で取引が行われた場合には、このような「カウンターパーティー・リスク」が大きくなる。

受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、取引を特定のカウンターパーティーとの間に限定することもしくは、すべてまたはいずれかの取引を同一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていない。

受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社がいかなるカウンターパーティーとも取引可能であること、およびかかるカウンターパーティーの財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、ファンドが損失を被る可能性が高まる場合がある。

また、ファンドは、非上場デリバティブ商品に関して、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所におけるかかる商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護を受けることができないことにより、受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされる場合がある。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの支払不能、破産または債務不履行の場合には、ファンドに多額の損失が生じる可能性がある。受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行時には契約上の救済が得られることがある。しかし、引き当てとなる担保またはその他の資産が不足する場合には、かかる救済では十分ではない可能性がある。

近時、複数の大手金融市場参加者(店頭取引およびディーラー間取引のカウンターパーティーを含む。)が、支払期限の到来した契約上の債務を履行することができず、または不履行に近い状態に陥り、金融市場において不確実性の認識が高まるとともに、先例のない政府の介入、信用および流動性の縮小、取引および金融取り決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行をもたらしたことがある。かかる混乱は、支払能力のあるプライムブローカーおよび貸し手でさえも、新たな投資への融資を渋るもしくは望まない、または当時における実勢のものに比べて著しく不利な条件で融資を行う原因にもなった。

受託会社、ファンドに関する受託会社の代理人、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーが債務不履行に陥らない、また、ファンドが結果として取引による損失を被らないとの保証はない。

投資目的および取引リスク

ファンドへの投資は大きなリスクを伴う。ある期間(特に短期間)において、ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。

投資者は、受益証券の価格が上昇することもあれば、下落することもある点に留意すべきである。

管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、潜在的な損失を最小限に抑えるよう設計された戦略の実施を意図しているが、かかる戦略が成功するとの保証はない。

ファンドの投資目的が成功するとの保証または表明は行われ~~ない~~。ファンドの投資プログラムには、流動性の低い投資対象への投資や分散投資の制限などの投資手法が含まれることがあり、かかる手法は、一定の状況において、ファンドの投資対象が受けうる悪影響を最大にする可能性がある。

クラス間における債務負担

異なるクラスの受益証券が発行される可能性がある。基本信託証書には、ファンドの債務を複数の受益証券クラスに帰属させる方法が定められている（債務は当該債務が発生した特定の受益証券クラスに帰属する。）。しかしながら、ファンドは、単一の信託として設定されており、各クラスの受益証券の保有者は、他の受益証券クラスに帰属する資産が当該他のクラスに関して生じた債務を弁済するのに不足する場合には、自らが保有する受益証券のクラスに対応しない当該債務を負担するよう強いられることがある。したがって、ある受益証券クラスに帰属する債務がかかる特定のクラスに限定されず、一または複数の他のクラスに帰属する資産から弁済する必要が生じるリスクがある。

流通市場の欠如

受益証券の流通市場は形成されないものと予想される。したがって、受益者は、本書に記載される買戻しの方法によってのみ保有する受益証券を処分することができる。受益証券の買戻しを請求している受益者が保有する受益証券に帰属する純資産価額が、関連する買戻通知の日から関連する買戻日までの間に下落するリスクは、買戻しを請求した受益者が負担する。

限定された運用実績

ファンドは、2016年に新規に設定されたものであり、投資者が今後のパフォーマンスを見極める際に基盤とすることのできる運用実績が限定されている。

分配

一つまたは複数のクラスの受益証券について分配がなされない、もしくは一部の受益証券のクラスについて分配がなされる事態が起こり得る。

買戻しの影響の可能性

受益者の請求により受益証券の大量買戻しが行われる場合、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社は、かかる買戻しの代金を賄うために必要な現金を調達する目的で、本来望ましい時期よりも早急に、また、本来得ることのできる価格よりも不利な価格でファンドの投資対象を換金する必要が生じる可能性がある。

潜在的な市場ボラティリティ

ファンドの勘定で投資対象への投資が行われる市場は、近年、著しい価格変動に見舞われている。かかる価格変動が将来起こらないとの保証はない。かかる価格変動は、ファンドの純資産価額、ひいては受益証券の買戻価格に悪影響を及ぼすことがある。

決済の不履行

投資者が支払期日に申込金を支払わなかった場合（以下「不履行投資者」という。）、管理会社は、不履行となった決済の対象である受益証券を取り消すことができる。不履行投資者が受益証券の申込みを行った取引日と当該不履行投資者の受益証券が取り消された日の間に受益証券の申込みを行った投資者および既存の受益者は、自身の受益証券に関し、不履行投資者の受益証券の申込みが受理されていなかった場合に支払っていたはずの金額よりも高い受益証券1口当たり申込価格を支払うことになるか、または自身の受益証券に関しより低い受益証券1口当たり申込価格を支払うことにより利益を得ることができる場合もある（かかる場合、同一のクラスの受益証券を保有する既存の受益者は受益証券の価値の希薄化を被ることになる。）。同様に、当該期間中に買戻しのために同一のクラスの受益証券を提出した受益者は、当該決済不履行が発生していなかった場合に比べ、より低い1口当たり買戻価格を受け取るか、またはより高い1口当たり買戻価格を受け取る可能性がある（かかる場合、同一のクラスの受益証券を保有する残りのすべての受益者は、受益証券の価値の希薄化を被ることになる。）。決済の不履行が発生した場合、発行済受益証券もしくは買戻された受益証券の口数、または受益者が支払った受益証券1口当たり申込価格または受益者が受け取った受益証券1口当たり買戻価格に関する調整は一切行われぬものとする。その結果、決済の不履行は、受益者に対し悪影響を及ぼすことがある。

保管リスク

保管人またはブローカーとの取引はリスクを伴う。保管人またはブローカーに証拠金として預託されるすべての証券およびその他の資産は、ファンドの資産として明確に特定されるため、ファンドがこれらの当事者に関する信用リスクにさらされることはない見込みである。ただし、このような分別保管の実施が常に可能であるとは限らず、また、これらの当事者が支払不能に陥った場合、証拠金として保管されているファンドの資産に対する権利の執行に関連して、実務上または時間的な問題が生じることがある。

決済ブローカーの支払不能リスク

ファンドに関して、上場先物取引、その他のデリバティブおよび有価証券の取引の清算および決済を行うために複数のブローカーのサービスを利用することができる。適用される規則および規則により、顧客資産に保護が与えられる場合があるが、ファンドのブローカーが支払不能に陥った場合は、当該ブローカーの下で保管されているファンドの資産がリスクにさらされることがある。

源泉徴収税リスク

投資者は、一部の市場におけるファンドの投資対象の売却、またはかかる投資対象に関する配当、分配金もしくはその他の支払金の受取による手取金が、当該市場の当局により賦課される税金、課徴金、関税またはその他の費用もしくは手数料(源泉徴収税を含む。)の対象である、または対象となる可能性があることに留意すべきである。

米国の外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)は、原則として、一定の米国源泉その他の支払いに対し30%の源泉徴収を課す。ファンドがFATCA関連の該当する要件または義務を遵守しなかった場合、ファンドは、ファンドが受領した支払いについて源泉徴収税の対象となる可能性があり、その場合は純資産価額が減少し、受益証券の価格に悪影響を及ぼすこととなる。ファンドは、FATCAによる源泉徴収税の課税を回避するために、ファンドに課される義務を履行するよう図るものの、ファンドがこれらの義務を履行できるとの保証はない。ファンドは、関連する源泉徴収税の課税の原因または一因となった投資者に当該源泉徴収税を割り当てることができない場合がある。また、FATCAの遵守に起因する管理上の費用は、ファンドの運営費の増加を招くこともある。

将来の規制の変更は予測不可能であること

証券市場および派生商品市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用される。さらに、証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有する。有価証券および派生商品の規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合がある。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能であるが、重大かつ悪影響となることがある。

(後略)

<訂正後>

(前略)

投資目的および取引リスク

ファンドへの投資には重大なリスクが伴う。いずれの期間においても(特に短期的には)、ファンドの投資目的が成功するという保証はできない。特に、ファンドへの投資は投資リスクを伴い、これには投資者の投資元本の全損の可能性も含まれる。投資者は、受益証券の価値が上昇する可能性と同様に下落する可能性もあることを認識しなければならない。ファンドの投資目的が成功する保証または表明は存在しない。

投資運用会社への依存

受託会社および管理会社は、ファンドの受託者の職務および管理上の事項に関して最終的な権限および責任を有するが、ファンドの資産の投資に関するすべての決定は、投資運用会社(以下、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク(1) リスク要因」において副投資運用会社を含むこと)に委任されており、投資運用会社によって行われるため、投資運用会社は、ファンドの資産に対して完全な取引権限を有する。したがって、ファンドの資産の投資に関する専門知識は、投資運用契約の継続ならびに投資運用会社の役員および従業員の業務および技能に大きく依存する。投資運用会社および/またはその主要人物のいずれかから業務の提供を受けられなくなる場合、ファンドは、投資運用会社により開発された独自の投資手法を利用できなくなる可能性があり、その結果、ファンドの資産価値に重大な悪影響が生じる可能性がある。受益者は、ファンドの運用に参加する権利または権限を有しない。

過去の実績

投資運用会社、ならびに投資運用会社およびその関連会社が運用、助言またはスポンサーを行う法主体、ファンド、口座またはクライアントの運用成績は、ファンドの将来の運用成績の指標とみなすべきではない。

ポートフォリオ選択リスク

一般的に特定のセクター、地域、市場セグメント、有価証券または金利に影響を及ぼす品質、相対利回り、相対価値または市場動向に関する投資運用会社の判断が誤りであると判明する場合がある。

流動性リスク

流動性は、投資運用会社がファンドの勘定で適時に投資対象を売却することができるか否かに関係する。投資運用会社がファンドの勘定で投資することができる有価証券は、流動性が低い可能性がある。比較的流動性の低い投資対象の市場は、より流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向がある。ファンドが比較的流動性の低い有価証券に投資する場合、投資運用会社が希望する価格とタイミングで投資対象を処分する機会が制限される可能性がある。有価証券の転売は、時には契約条項によって制限されることがあり、それ自体が有価証券の価値に影響を与える可能性がある。

決済に関するリスク

ファンドは、投資運用会社がファンドの勘定で取引する取引相手方の信用リスクにさらされ、また、決済不履行のリスクを負う。

担保に関する取り決め

ファンドは、ファンドまたはファンドの取引相手方に適用される法令および規制に基づく場合を含め、担保に関する取り決めの実行を要求されることがある。

取引相手方がファンドの勘定に現金担保を提供した場合、当該現金担保は、保管会社における分別された担保勘定または当該担保に関する取り決めの当事者間で合意されるその他の銀行勘定（以下「ファンド担保勘定」という。）に預託され、再投資目的では利用されない。ファンド担保勘定の受取利息（もしあれば）は、クレジット・サポート・アネックスに従い取引相手方から要求される利息の支払いに不足する可能性がある。金利差は、純資産価額に影響を及ぼす。現金以外の受取担保は、売却、再投資または質権設定されない。

また、ファンドは、取引相手方の利益のために担保提供を要求される場合もある。かかる場合、ファンドの投資目的のために利用可能なファンドのポートフォリオが本来よりも少なくなる。その結果、ファンドの全収益は、担保に関する取り決めにより減少する可能性がある。

担保の管理を支援する担保管理代理人が任命される可能性があり、その場合、当該代理人の報酬は、ファンドの資産から支払われるか、または別途合意されるところに従って支払われる。

担保リスク

取引相手方からの担保の受け入れおよび実施されている担保管理システムは、取引相手方の債務不履行または支払不能に対するファンドの潜在的なエクスポージャーの軽減を意図しているが、かかるリスクを完全に取り除くことはできない。提供される担保は、多くの理由により、当該取引相手方の債務の返済に不足する可能性がある。また、取引相手方により提供される担保は独立して日次で評価されるが、担保として提供される一部の確定利付証券および/または持分証券が常に有効な相場価格を有するとは限らない。

担保が正確かつ的確に評価される保証はない。担保が正確に評価されない場合、ファンドはその範囲で損失を被る可能性がある。担保が正確に評価されたとしても、取引相手方の債務不履行または支払不能の

時点と当該担保が換金される時点の間に担保の価値が減少することがある。非流動資産の場合、換金に時間を要することから担保の価値の減少のリスクがより大きくなる可能性があるが、提供される担保の全部または大部分がかかる資産で構成されることがある。

担保のオペレーショナル・リスク

取引相手方の支払債務および取引相手方により提供される担保は、各営業日に独立して評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすために調整される。担保に関する方針は投資運用会社により監視されるが、当該方針が正しく遵守および実施されない場合、ファンドはその範囲で、取引相手方の債務不履行または支払不能により損失を被ることがある。

キャッシュ・スイープ・リスク

保管会社によって保有されるオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スイープ・プログラム（以下「キャッシュ・スイープ・プログラム」という。）の対象となる可能性がある。キャッシュ・スイープ・プログラムには、金銭を第三者たるカウンターパーティー（以下「キャッシュ・スイープ・カウンターパーティー」という。）における単一または複数の顧客共同口座に預託することが含まれる。投資者は、キャッシュ・スイープ・プログラムの結果として、ファンドがキャッシュ・スイープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきである。カウンターパーティー・リスクの説明は、下記「カウンターパーティー・リスク」を参照されたい。

カウンターパーティー・リスク

|

ファンドは、契約条件に関する紛争(正当な根拠に基づくものであるか否かにかかわらず。)または信用もしくは流動性の問題を理由にカウンターパーティーが取引をその条件に従って決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合がある。満期までの期間が長く、何らかの出来事が決済を妨げる可能性がある契約の場合、または単独もしくは少数のカウンターパーティーとの間で取引が行われた場合には、このような「カウンターパーティー・リスク」が大きくなる。

受託会社、管理会社および投資運用会社は、取引を特定のカウンターパーティーとの間に限定することもしくは、すべてまたはいずれかの取引を同一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていない。受託会社および投資運用会社がいかなるカウンターパーティーとも取引可能であること、およびかかるカウンターパーティーの財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、ファンドが損失を被る可能性が高まる場合がある。

また、ファンドは、非上場デリバティブ商品に関して、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所におけるかかる商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護を受けることができないことにより、ファンドの受託会社、管理会社または投資運用会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされる場合がある。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社または投資運用会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの支払不能、破産または債務不履行の場合には、ファンドに多額の損失が生じる可能性がある。受託会社、管理会社または投資運用会社は、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行時には契約上の救済が得られることがある。しかし、引き当てとなる担保またはその他の資産が不足する場合には、かかる救済では十分ではない可能性がある。

投資者は、集金キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連する集金キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーのカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性がある。またファンドは、キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連するキャッシュ・スウィープ提供者のカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性がある。

世界的な金融危機の間、複数の大手金融市場参加者(店頭取引およびディーラー間取引のカウンターパーティーを含む。)が、支払期限の到来した契約上の債務を履行することができず、または不履行に近い状態に陥り、金融市場において不確実性の認識が高まるとともに、先例のない政府の介入、信用および流動性の縮小、取引および金融取り決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行がもたらされた。受託会社、ファンドに関する受託会社の代理人、管理会社または投資運用会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーが債務不履行に陥らない、また、ファンドが結果として取引による損失を被らないという保証はない。

評価リスク

ファンドに帰属する資産の価値を計算するにあたり、その評価は、受託会社、管理会社およびファンドの投資運用会社が随時承認する評価方針および手続に従って行われるものとする。受託会社、管理会社および/または投資運用会社は、評価方針に基づき、裁量権を行使し、また判断を行うことができる。受託会社、管理会社および/または投資運用会社は、資産および負債の価値を決定するにあたり、かかるファンド全体の利益のために誠実に行動することを条件として、合理的な判断を下す権利を有する。かかる評価について、現在または過去の投資者が異議を申し立てることはできない。

投資対象の評価

管理事務代行会社が、ファンドが取引を行うかまたは現金を保有する取引相手方から、ファンドの勘定において締結された取引と保有される現金または投資対象を照合するのに十分なタイミングで、取引明細書またはその他の必要な情報を受領しない場合がある。これは、不完全な情報または計算時に検証できな

い情報に基づいて純資産価額が計算されることを意味し、不完全な照合につながる場合がある。受託会社、管理事務代行会社および投資運用会社のいずれも、その結果発生した損失について責任を負わない。

プライシング情報源の限定

ファンドの受託会社、管理会社、それらの委託先としての管理事務代行会社および/または投資運用会社は、純資産価額の計算に関連するものを含め、投資対象の価格決定に関して単一または限られた数の情報源に依拠する場合がある。

先行投資

受益者は、受益証券の取得申込みが受領された旨の通知を受けた投資運用会社が、申込金が受領される前に当該申込金が決済されることを見越して、ファンドの勘定において投資を行う場合があること（以下「先行投資」という。）に留意すべきである。かかる先行投資は、ファンドの利益のために行うことが意図されているが、申込金の決済が行われなかった場合、ファンドは損失にさらされることがある。かかる損失には、取引の手仕舞い費用（その時までには相場に不利な変動が生じている可能性がある。）および先行投資の資金を調達したファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約が借り越しとなった場合の遅延利息の支払いが含まれるが、これらに限られない。その結果、先行投資により生じるファンドの損失は、受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。受託会社、管理会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失について責任を負わない。

仲介その他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するためにブローカーまたはディーラーを選定するにあたり、投資運用会社は競争入札を実施する必要はなく、利用可能な最低手数料を採求する義務を負わない。投資運用会社は、同一の取引を行う他のブローカーもしくはディーラーよりも高い価格でリサーチもしくはサービスの提供もしくはそれらに対する支払いを行うブローカーもしくはディーラー、または投資運用会社の関連会社であるブローカーもしくはディーラーに対して手数料を支払う可能性がある。

決済ブローカーの支払不能リスク

投資運用会社は、ファンドに関して、証券取引を精算し決済するために、複数のブローカーのサービスを利用することができる。ファンドのいずれか1社のブローカーが支払不能に陥った場合、適用される規則および規制により顧客資産に保護が与えられる場合があるが、当該ブローカーの下で保管されているファンドの資産がリスクにさらされることがある。

流通市場の欠如

受益証券の流通市場は形成されないものと予想される。したがって、受益者は、本書に記載される買戻しの方法によってのみ保有する受益証券を処分することができる。受益証券の買戻しを請求している受益者が保有する受益証券に帰属する純資産価額が、関連する買戻し通知の日から関連する買戻し日までの間に下落するリスクは、買戻しを請求した受益者が負担する。

買戻しおよび買付けの潜在的な影響

投資運用会社が、ある申込日に関する買付けの申込みを受付けた旨の通知を受けた後、当該申込日におけるファンドの受益証券が発行される前に、ファンドの勘定で投資を行った場合、かかる投資による利益(または損失)は、既存の受益者が保有するファンドの受益証券に割り当てられ、かかる割当てが、当該申込日におけるそのファンドの1口当たり純資産価格を増減させる可能性がある。

同様に、投資運用会社がある買戻日における買戻しに関してファンドの投資対象を処分したが、その決済が当該買戻日の後に行われる場合、当該処分による利益(または損失)は、残存する受益者が保有するファンドの受益証券に割り当てられる。

さらに、受益者の請求により受益証券の大量買戻しが行われる場合、投資運用会社は、かかる買戻しの代金を賄うために必要な現金を調達する目的で、本来望ましい時期よりも早急に、また、本来得ることのできる価格よりも不利な価格でファンドの投資対象を換金する必要性が生じる可能性がある。

例外的な場合、例えば、ファンドの多数の投資者が受益証券の買戻しを単一の日に要求した場合、そのファンドのすべての受益者に対する支払いが、想定された買戻しスケジュールより遅延する可能性がある。

保管リスク

保管会社またはブローカーとの取引にはリスクを伴う。保管会社またはブローカーに証拠金として預託されたすべての有価証券およびその他の資産は、ファンドの資産として明確に特定され、したがって、ファンドはかかる当事者に関する信用リスクにさらされないことが期待される。しかしながら、かかる当事者が支払不能となった場合には、かかる分別管理が達成されとは限らず、また、証拠金として保有されている資産に対するファンドの権利を強制することに関連して、実務上または時間的な困難が生じる可能性がある。

ファンドの資産が、支払不能となった保管会社およびブローカーにより保有される可能性もある。資産が分別管理されていない場合、ファンドは無担保債権者として順位付けられ、その資産を完全には回収できない可能性がある。

市場に関するリスク

ファンドの勘定で保有する投資対象の価値は、経済的、政治的、もしくは規制上の状況、インフレ、金利もしくは為替レートの変動、または投資者心理の悪化といった一般的な市場状況によって下落する可能性がある。不利な市況が長引く可能性があり、有価証券の種類によって受ける影響が異なる場合もある。有価証券の価値は、特定の発行者、業種、あるいは証券市場全体に影響を与える要因によって下落することがある。最近の世界的な金融危機により、ファンドの勘定で保有する投資対象を含む多くの有価証券の価値と流動性が大きく低下した。この危機に対応して、米国政府と連邦準備制度理事会は、金融市場を支援するための措置を講じてきた。このような支援の取りやめにより、一定の有価証券の価値や流動性に悪影響が生じる可能性がある。さらに、最近米国で制定された法律により、金融規制の多くの側面に変化が求められている。この法律が市場に与える影響や、市場参加者への実務的な影響は、当面の間、明らかにされない可能性がある。ファンドは、個別の投資対象について、重大または完全な損失を被る可能性がある。

源泉徴収税リスク

投資者は、一部の市場におけるファンドの投資対象の売却、またはかかる投資対象に関する配当、分配金もしくはその他の支払金の受取による手取金が、当該市場の当局により賦課される税金、課徴金、関税またはその他の費用もしくは手数料(源泉徴収税を含む。)の対象である、または対象となる可能性があることに留意すべきである。

FATCAは、原則として、一定の米国源泉その他の支払いに対し30%の源泉徴収を課す。

ファンドがFATCA関連の該当する要件または義務を遵守しなかった場合、ファンドは、ファンドが受領した支払いについて源泉徴収税の対象となる可能性があり、その場合は純資産価額が減少し、受益証券の価格に悪影響を及ぼすこととなる。ファンドは、FATCAによる源泉徴収税の課税を回避するために、ファンドに課される義務を履行するよう図るものの、ファンドがこれらの義務を履行できるとの保証はない。ファンドは、関連する源泉徴収税の課税の原因または一因となった投資者に当該源泉徴収税を割り当てることができない場合がある。また、FATCAの遵守に起因する管理上の費用は、ファンドの運営費の増加を招くこともある。

取得時点で源泉徴収税の対象とならない有価証券に投資運用会社が投資する場合、適用される法律、条約、規則もしくは規制、またはそれらの解釈の何らかの変更の結果として、将来的に税金が源泉徴収されない保証はない。投資運用会社はかかる源泉徴収された税金を回収することができず、よってかかる変更は、ファンドが投資している投資対象の純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。売却時点で源泉徴収税の対象となる有価証券を投資運用会社が空売りする場合、取得価格には購入者の源泉徴収税に関する債務が反映される。将来的にかかる有価証券が源泉徴収税の対象でなくなった場合、その利益は投資運用会社ではなく購入者に帰属する。

OECD共通報告基準

FATCAを実施するための政府間アプローチを広範囲に推進するために、OECDは、世界的なオフショア脱税の問題に対処する目的でCRS(共通報告基準)を策定した。金融機関の効率性を最大化し、そのコストを削減することを目的として、CRSは、金融口座情報のデューデリジェンス、報告および交換に関する共通基準について定めている。CRSに基づき、参加する法域は、共通のデューデリジェンスおよび報告手続きに基づいて金融機関が特定したすべての報告対象口座に関する金融情報を、報告を行う金融機関から取得し、これを交換パートナーとの間で年に一度自動的に交換する。ケイマン諸島は、CRSの実施に同意している。その結果、ファンドは、ケイマン諸島が採用するところに従い、CRSのデューデリジェンスおよび報告要件を遵守する必要がある。投資者は、ファンドによるCRS上の義務の履行を可能にするために、管理事務代行会社から追加の情報提供を求められることがある。求められた情報を提供しない場合、投資者は、これにより生じる罰金もしくはその他の課徴金を課され、ファンドの受益証券の強制的買戻しの対象となり、および/または、投資者がFATCAに関連して請求された情報を提供しない場合と同様のその他の悪影響を受けることがある。投資者は詳細につき、「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い ケイマン諸島」の項を参照することが推奨される。

サイバー犯罪とセキュリティー侵害

ファンドの業務に関連してインターネットとテクノロジーの使用が増えるにつれて、ファンドはサイバー・セキュリティーの侵害により、より大きなオペレーション・リスクおよび情報セキュリティー・リスクにさらされやすくなっている。サイバー・セキュリティー侵害には、資産もしくは機密情報の横領、データの汚染、もしくは業務の中断を目的としたコンピュータウィルスへの感染、または「ハッキング」もしくはその他の手段によるファンドのシステムへの不正アクセスを含むが、これに制限されるものではない。サイバー・セキュリティー侵害はまた、サービス妨害攻撃や、ファンドのシステムに保存された機密情報を、権限を有する個人が意図的または意図せずに公開する場合など、不正なアクセスを要しない方法で発生する可能性がある。サイバー・セキュリティー侵害は、混乱を引き起こし、ファンドの事業運営に影響を与える可能性があり、その結果、財務上の損失、ファンドの純資産価額の算出不能、適用法令違反、規制

上の罰金および/または課徴金の負担、法令遵守その他のコストを発生させる場合がある。その結果、ファンドおよびその投資者に悪影響が生じる可能性がある。さらに、ファンドは第三者のサービス提供と緊密に連携しているため、そのような第三者のサービス提供に対する間接的なサイバー・セキュリティ侵害により、ファンドとその投資者が、直接的なサイバー・セキュリティ侵害と同様のリスクにさらされる可能性がある。ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害によるリスクを軽減するためにリスク管理体制を構築しているが、そのような措置が成功する保証はない。

将来の規制の変更は予測不可能であること

証券市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用される。さらに、証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有する。有価証券の規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合がある。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能であるが、重大かつ悪影響となることがある。

特に証券市場は、包括的な制定法、規制および証拠金規制の対象となっている。さらに、取引所は、例えば、投機的なポジション制限やより高い証拠金規制の遡及的な適用、値幅制限の設定、取引の停止など、市場の緊急時に例外的な措置を講じることが認められている。世界的な規制環境は急速に変化しており、行政上および司法上の措置によって変更される可能性がある。

訴訟および規制措置

ファンドは、自身の活動および投資運用会社の活動に起因する訴訟または規制措置の対象となる可能性があり、防御のコストが発生したり、結果の不成功のリスクを負ったりする可能性がある。

利益相反

下記「第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」のとおり、利益相反が生じる可能性がある。あらゆる利益相反を確実に公正な解決をすることが意図されているが、これは常に可能であるとは限らない。

早期終了リスク

ファンドは、一定の状況において、下記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（5）その他」の「ファンドの繰上償還」の項に記載されているように、予定された終了日（信託証書に定義される）以前に終了することがある。

保証の不存在

ファンドへの投資は、いかなる政府、政府機関もしくは政府関係機関、またはいかなる銀行保証基金によっても、付保または保証されていない。ファンドの受益証券は、いかなる銀行の預金または債務でもなく、またいかなる銀行によっても保証または裏書きされておらず、受益証券への投資金額は上昇および/または下落する可能性がある。元本の保全是保証されていない。ファンドへの投資は、元本割れの可能性を含む一定の投資リスクを伴う。

営業日

営業日の定義は、祝日またはその他の理由によるケイマン諸島の休業日を考慮していない。したがって、受託会社または管理会社はすべての営業日に裁量を行使できるとは限らない。

郵便物の取扱い

受託会社および/またはファンドの登記上の事務所において受領された、受託会社および/またはファンド宛の郵便物は、処理のため、受託会社が提供する転送先所在地に未開封のまま転送される。受託会社、その取締役、役員、顧問またはサービス提供者（ケイマン諸島における登記上の事務所サービスを提供する機関を含む。）はいずれも、何らかの経緯で生じた転送先所在地への郵便物の配達遅延に対していかなる責任も負わない。特に受託会社の取締役は、自身個人宛の郵便物（受託会社またはファンド宛の郵便物ではない）のみを、受領、開封または直接処理する。

スタートアップ期間

ファンドは、新規に拠出された資産の初期投資に関する一定のリスクを伴うスタートアップ期間に直面する可能性がある。スタートアップ期間には、全額コミットされたポートフォリオと比べて、ファンドのポートフォリオの分散の水準が低くなる可能性があるという特別なリスクももたらされる。投資運用会社は、全額コミットされたポートフォリオへの移行に関して様々な手続きを用いることがある。これらの手続きは、一部は市場の判断に基づくものであり、成功する保証はない。

追加のクラスの費用

将来において、追加のクラスの受益証券が発行されることがある。かかる追加のクラスの設定に関連する経費および費用の全部または一部が、当該クラスのみによって負担されず、例えばファンド全体によって負担される可能性がある。これは、かかる追加のクラスが設定される前に発行されていたクラスの受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

制裁

受託会社、管理会社およびファンドは、適用される制裁制度の対象となる事業体、個人、組織および/または投資との間における取引を制限する法律の対象となる。

したがって受託会社および管理会社は、投資者が、また投資者の知識または意見の限りにおいて、投資者の実質的所有者、支配者または権限ある者（以下「関連者」という。）（該当する場合）が、（ ）米国財務省の外国資産管理室（以下「OFAC」という。）によって維持されるか、またはEUおよび/もしくは英国の規制（後者の規制は行政命令によってケイマン諸島に拡大適用される）に従って、制裁を受ける事業体または個人の何らかのリストに挙げられている、（ ）国際連合、OFAC、EUおよび/または英国によって科される制裁の適用される関連の国または地域に業務上の拠点または本拠を置いている、（ ）その他の面で国際連合、OFAC、EUまたは英国（後者の制裁は行政命令によってケイマン諸島に拡大適用される）によって科される制裁の対象となっていることが（以下集合的に「制裁対象」という。）ないことを、投資者が継続的に表明および保証するよう要求する可能性がある。

投資者または関連者が制裁対象であるか、または制裁対象になった場合、受託会社および管理会社は、当該投資者が制裁対象でなくなるか、または適用法の下で取引を継続するための資格が得られるまで、購入者および/または購入者のファンド証券との間におけるそれ以上のあらゆる取引を停止することを、購入者への通知なしに直ちに要求される可能性がある（以下「被制裁者事象」という。）。受託会社、管理会社およびファンドは、被制裁者事象の結果として投資者において発生したあらゆる負債、コスト、費用、損害および/または損失（あらゆる直接的、間接的または結果的損失、利益の喪失、収益の喪失、評判の失墜、すべての利息、罰則および法務費用、ならびにその他すべての専門家手数料および費用を含むが、これらに限られない。）に対して、いかなる法的責任も負わないものとする。

加えて、ファンドのために行われた何らかの投資がその後適用される制裁の対象となった場合、受託会社および管理会社は、かかる適用される制裁が解除されるか、または適用法の下で取引を継続するための資格が得られるまで、当該投資との間におけるそれ以上のあらゆる取引を、購入者への通知なしに直ちに停止する可能性がある。

株価変動リスク

一般的に株式市場が下落した場合には、ファンドの投資対象である株式の価格は下落し、結果として、受益証券1口当たり純資産価格が下落し投資元本を割り込むことがある。また、ファンドが投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、受益証券1口当たり純資産価格に大きな影響を及ぼす。

不動産投資信託の価格変動リスク

不動産投資信託の価格は、保有する不動産等の市場価値の低下および賃貸収入等の減少により下落することがある。また、不動産市況、金利環境、関連法制度の変更等の影響を受けることがある。これらの影響により、ファンドが投資している不動産投資信託の価格が下落した場合には、受益証券1口当たり純資産価格が下落し投資元本を割り込むことがある。

為替レート

豪ドルクラス受益証券および受益証券1口当たり純資産価格は、豪ドル建てである。したがって、他の通貨建てで投資が行われる場合、受益証券1口当たり純資産価格は、豪ドルと当該他の通貨の間の外国為替レートの変動による影響を受ける。

市場リスク

ファンドの勘定で保有される証券の価格は、通常の市場変動の影響を受けるとともに、海外の証券市場への投資によるリスクにさらされる。よって、ファンドへの投資の価値が維持されるまたは上昇するとの保証はない。

政治リスクおよび/または規制リスク

ファンドの勘定で保有される資産の価値は、海外の政治情勢、政府方針、税制、外国投資および通貨の本国送金に対する制限の変更、為替変動、通貨介入やその他適用ある法令の動向などの不確実性による影響を受けることがある。

決済リスク

ファンドは、証券の取引の相手方に関する信用リスクにさらされ、かかる取引相手方がファンドの勘定で行われた取引について決済不履行を生じさせた場合には決済不履行リスクを負うこともある。取引相手方による不履行リスクは、長期債、中期債や類似する債券または債務証券などの債務証券の取引に関して特に関係するものであり、これらの債務証券は、投資運用会社および/または副投資運用会社によるファンドの資産の主な投資先である。

金利の変動

固定利付資産の価値は、金利の変動に基づき変動することがある。一般に、金利上昇時には固定利付資産の価値は下落する傾向がある一方で、金利低下時には固定利付資産の価値は上昇する傾向にある。固定利付資産の価値変動の程度は、固定利付資産の残存期間および発行条件を含む多くの要因に依存する。

金利の変動は、投資運用会社および/または副投資運用会社がファンドの勘定で購入する金融派生商品の価値と価格に影響を与えることがある。

信用リスク

ファンドの勘定で保有される資産は、ファンドの投資対象またはその発行体の信用度の変動に起因するリスクにさらされる。一例を挙げると、債券の発行体が元利金の返済義務を履行できないことがあり、または債券投資家全体が発行体に対する評価を下げ、その結果、発行体の債券の価格が下落することがあ

る。また、格付けに関する信用格付機関の見解により、ファンドの勘定で行われる投資の信用スプレッドに影響が及ぶことがある。

クラス間における債務負担

異なるクラスの受益証券が発行される可能性がある。基本信託証書には、ファンドの債務を複数の受益証券クラスに帰属させる方法が定められている（債務は当該債務が発生した特定の受益証券クラスに帰属する。）。しかしながら、ファンドは、単一の信託として設定されており、各クラスの受益証券の保有者は、他の受益証券クラスに帰属する資産が当該他のクラスに関して生じた債務を弁済するのに不足する場合には、自らが保有する受益証券のクラスに対応しない当該債務を負担するよう強いられることがある。したがって、ある受益証券クラスに帰属する債務がかかる特定のクラスに限定されず、一または複数の他のクラスに帰属する資産から弁済する必要が生じるリスクがある。

限定された運用実績

ファンドは、2016年に新規に設定されたものであり、投資者が今後のパフォーマンスを見極める際に基盤とすることのできる運用実績が限定されている。

分配

一つまたは複数のクラスの受益証券について分配がなされない、もしくは一部の受益証券のクラスについて分配がなされる事態が起こり得る。

潜在的な市場ボラティリティ

ファンドの勘定で投資対象への投資が行われる市場は、近年、著しい価格変動に見舞われている。かかる価格変動が将来起こらないとの保証はない。かかる価格変動は、ファンドの純資産価額、ひいては受益証券の買戻価格に悪影響を及ぼすことがある。

決済の不履行

投資者が支払期日に申込金を支払わなかった場合（以下「不履行投資者」という。）、管理会社は、不履行となった決済の対象である受益証券を取り消すことができる。不履行投資者が受益証券の申込みを行った取引日と当該不履行投資者の受益証券が取り消された日の間に受益証券の申込みを行った投資者および既存の受益者は、自身の受益証券に関し、不履行投資者の受益証券の申込みが受理されていなかった場合に支払っていたはずの金額よりも高い受益証券1口当たり申込価格を支払うことになるか、または自身の受益証券に関しより低い受益証券1口当たり申込価格を支払うことにより利益を得ることができる場合もある（かかる場合、同一のクラスの受益証券を保有する既存の受益者は受益証券の価値の希薄化を被ることになる。）。同様に、当該期間中に買戻しのために同一のクラスの受益証券を提出した受益者は、当該決済不履行が発生していなかった場合に比べ、より低い1口当たり買戻価格を受け取るか、またはより高い1口当たり買戻価格を受け取る可能性がある（かかる場合、同一のクラスの受益証券を保有する残りのすべての受益者は、受益証券の価値の希薄化を被ることになる。）。決済の不履行が発生した場合、発行済受益証券もしくは買戻された受益証券の口数、または受益者が支払った受益証券1口当たり申込価格または受益者が受け取った受益証券1口当たり買戻価格に関する調整は一切行われぬものとする。その結果、決済の不履行は、受益者に対し悪影響を及ぼすことがある。

（後略）

4 手数料等及び税金

（3）管理報酬等

<訂正前>

（前略）

保管報酬

（中略）

ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

<訂正後>

（前略）

保管報酬

（中略）

ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサーの報酬および報告責任者の報酬

マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者は、それぞれトラストおよびファンドの信託財産から年間報酬を受領する権利を有する。

(5) 課税上の取扱い

日本

<訂正前>

2019年11月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

<訂正後>

2020年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

ケイマン諸島

<訂正前>

(前略)

ケイマン諸島-金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国および英国との間で2つの政府間協定に調印した(以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」という。)。また、ケイマン諸島は、80カ国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といい、US IGAとUK IGAとあわせて「AEOI」という。)を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびUK IGAの効力を生じさせるため、またCRSの効力を生じさせるため、2014年7月4日および2015年10月16日付でそれぞれケイマン諸島規則が発行された(以下「AEOI規則」と総称する。)。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局(以下「ケイマン諸島税務情報局」という。)は、US IGA、UK IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。但し、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関(関連するAEOI規則に定義される。)」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではない。ファンドは、対象となる限り、AEOI規則の要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、報告金融機関は、特に、() (US IGAに該当する場合のみ) グローバル仲介人識別番号を取得するために米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)に登録すること、() ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、() CRSに基づく義務の履行方法を定めた書面による方針と手続きを採択し、実施すること、() 「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および() かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(すなわち、米国報告対象口座の場合はIRS、英国報告対象口座等の場合は英国歳入関税庁)に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。非報告金融機関は、AEOI規則に基づき、いかなる義務も有していない。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAE01規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってFATCAの要件を「遵守している」とみなされ、FATCA源泉徴収税（現在は30%の税率）を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのFATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合がある。FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、ファンドへの支払いに対して課されないが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（US IGAに定義される。）とみなされた場合には、この限りではない。US IGAを実施するAE01規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、FATCAその他による口座保有者による、または口座保有者への支払いに対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

トラストに投資および/または当該投資を継続することにより、投資家は、以下を確認するとみなされるものとする。

- (イ) 受託会社、管理会社および/またはこれらの各代理人もしくはサービス提供者への追加情報の提供が必要となる場合があること。AE01規則の遵守により、投資家情報の開示を要することがあり、かつ、投資家情報が海外の財務当局に交換されることがある。
- (ロ) 投資家が必要情報の提供を怠った場合（その帰結にかかわらず）、受託会社および/もしくは管理会社はそれぞれ、その処分の際にあらゆる措置を講じ、ならびに/またはすべての救済手段を求める権利を留保する（かかる措置および/または救済手段は、関連する投資家の非適格投資家である者としての指定および当該投資家が当該ファンドに保有する受益証券の強制買戻しの指定、AE01を目的として行われる関連する投資家の受益証券の新規クラス受益証券への転換ならびに受益証券1口当たり純資産価格、買戻代金または分配支払金からの金額控除を含むが、これらに限られない。）。
- (ハ) かかる措置または救済手段による影響を受けるいかなる投資家も、AE01もしくはAE01規則の遵守目的でファンド、受託会社、管理会社および/もしくはこれらの各代理人もしくはサービス提供者により講じられる措置または求められる救済手段の結果として、ファンド、受託会社、管理会社および/またはこれらの各代理人もしくはサービス提供者に対し、あらゆる形態の損害賠償または責任に関する請求権を有することはないものとする。

TIA発行の指針に従って、ファンドは口座開設から90日以内に自己証明書が取得されない場合、投資家の口座を閉鎖する必要がある。

<訂正後>

（前略）

ケイマン諸島-金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で1つの政府間協定に調印した（以下、米国との間の協定を「US IGA」という。）。また、ケイマン諸島は、80カ国を超える他の諸国とともに、CRS（以下、CRSとUS IGAをあわせて「AEOI」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行された（以下「AEOI規則」と総称する。）。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デューディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。ただし、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関（関連するAEOI規則に定義される。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、登録要件のみがCRSの下で適用される。AEOIの目的のために、ファンドは、トラストの一部となる。トラストは、非報告金融機関の免除に依拠することを提案していないため、AEOI規則のすべての要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、報告金融機関としてのトラストは、特に、（ ）（US IGAに該当する場合のみ）グローバル仲介人識別番号を取得するためにIRSに登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（ ）CRSに基づく義務の履行方法を定めた書面による方針と手続きを採択し、実施すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデューディリジェンスを実施すること、および（ ）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（すなわち、米国報告対象口座の場合はIRS）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、FATCAのデューディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってFATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのFATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合がある。FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、ファンドへの支払いに対して課されないが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（US IGAに定義される。）とみなされた場合には、この限りではない。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、FATCAその他による口座保有者による、または口座保有者への支払いに対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

ファンドに投資および/または当該投資を継続することにより、投資家は、以下を確認するとみなされるものとする。

- （イ）ファンドへの追加情報の提供が必要となる場合があること。AEOI規則の遵守により、投資家情報の開示を要することがあり、かつ、投資家情報が海外の財務当局に交換されることがある。
- （ロ）投資家が必要情報の提供を怠った場合（その帰結にかかわらず。）、受託会社はその処分の際にあらゆる措置を講じ、および/またはすべての救済手段を求める権利を留保する（かかる措置および/または救済手段は、関連する投資家および/または閉鎖した投資家の口座に保有されている受益証券の強制買戻しを含むが、これらに限られない。）。

TIA発行の指針に従って、ファンドは口座開設から90日以内に自己証明書が取得されない場合、投資家の口座を閉鎖する必要がある。

したがって、投資家はそれに応じて自身のアドバイザーから相談を受けることが求められる。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における申込み

<訂正前>

（前略）

手続

当該クラスの追加の受益証券を申し込むことを希望する当該受益証券の申込者および当該受益証券の保有者は、以下の時までに管理事務代行会社が受領するよう、ファクシミリもしくは電子メール（署名済のPDFファイルの様式による。）により、各自の記入済の申込書を（管理事務代行会社から請求があった場合には関連する申込者の身元および申込金の源泉を証明する根拠情報および文書と共に）送付し、郵送により原本を後送しなければならない（各申込者による当初申込みの場合に限る。）。

管理会社により任命された販売会社としての資格で申込みを行う申込者は、関連する買付日（場合による。）の午後7時（日本時間）まで。ただし、申込者（すなわち関連する販売会社）が申込書に対応する申込みを同日の午後2時（日本時間）までに受領していることを条件とする。

申込者が直接（管理会社により任命された販売会社を通じてではなく）申込みを行う場合、関連する買付日（場合による。）の午後2時（日本時間）まで

受益証券の申込者すべてについて、関連する買付日（場合による。）後4営業日目の日または特別の場合において管理会社が管理事務代行会社と協議の上で決定する一もしくは複数のこれより遅い時点までに、トラストの勘定で決済資金が受領されなければならない。

各申込書には、受益証券の口数等を明記しなければならない。関連する申込金は、受益証券の表示通貨により現金で支払われなければならない。管理会社は、随時、特定の期間中または管理会社が別段の決定をする時点まで、受益証券を発行しないことを決定することがある。かかる期間においては、関連する受益証券の申込みを行うことはできない。

管理事務代行会社は、その裁量により、追加の申込みの場合、申込書に代えて管理事務代行会社が承認する様式（以下「申込・買戻注文書」という。）による取引注文を受理することができる。

受託会社または管理会社は、その絶対的な裁量により、理由のいかんまたは有無を問わず、（かつ、その理由を開示する義務を負わず）、受益証券の申込みの全部または一部の拒絶を決定することができ、この場合、申込みの際に支払われた金額またはその残額（場合による。）は、実務上可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクおよび費用負担において、（利息なしで）返還される。

記入済の申込書は、管理事務代行会社により受領された後は撤回することができない。受益証券が発行された場合、管理事務代行会社は、所有権の確認書を発行する。

受益証券の申込みが受理された場合、受益証券は、かかる受益証券の申込者が関連する買付日（場合による。）を経過するまで受益者名簿に記載されない場合であっても、関連する買付日（場合による。）を効力発生日として発行されたものとみなされる。

受益証券は、1口未満を四捨五入した整数の受益証券まで発行される。受益証券の端数に相当する申込金は、ファンドの利益のために保有される。

マネー・ロンダリング防止

管理事務代行会社は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則および指針書に基づきケイマン諸島と同等のマネー・ロンダリング防止法令および規制を有するとみなされる法域である、アイルランドのマネー・ロンダリング防止法令および規制（随時改正済）に基づき、かつ、これらに従う。

アイルランドの2010年および2013年刑事裁判（マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策）法により、管理事務代行会社は、すべての受益者の身元および住所ならびに場合によっては受益者が代理で受益証券を保有する実質所有者の身元および住所を証明する方法を含む、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止および発見するためのリスクに基づく適切な措置を講じる義務を課されている。受託会社は、各受益者の本人確認のために必要な文書を取得するため、管理事務代行契約の条件に基づき管理事務代行会社を任命した。リスクに基づく手法の適用により、一定の状況において、管理事務代行会社が一定のタイプの投資家（例えば、公的要人またはその他のハイリスク・カテゴリーに該当すると査定された投資家）について、強化された顧客デューデリジェンスを適用することが求められる。管理事務代行会社は、受益証券の申込時および投資家が受益証券を保有している間はいつでも（当該受益証券の買戻しの時を含む。）、当該受益者および当該受益証券が代理保有される実質所有者の身元および住所を証明するため必要であろう情報を請求する権利を留保する。

通常、管理事務代行会社は、投資家が最初に受益証券の購入を申し込む時に、顧客デューデリジェンス文書を要求する。ただし、規制上の変更の結果または買戻しその他に関連して、管理事務代行会社は継続的にデューデリジェンスの実施を必要とすることがあり、したがって、管理事務代行会社は、受益者または受益証券の実質所有者の本人確認のために必要と思われるときはいつでも情報を請求する権利を留保する。

受託会社は、申込者の身元および住所を証明するために必要と考えられる情報および文書を請求する権限を管理事務代行会社に付与した。申込みが規制対象仲介業者を通じて行われ、かつ、当該仲介業者が適用ある法律によりアイルランドと同様のマネー・ロンダリング防止規則を有すると認められる国で営業を行っている場合、管理事務代行会社は、かかる投資家に対し簡略化したデューデリジェンスを適用することができ、または、潜在的な投資予定者に関する規制対象仲介業者からの書面による表明に依拠することができるが、マネー・ロンダリング防止のため、当該投資家の継続的監視を実施しなければならない。

管理事務代行会社は、投資予定者に対し、必要とされる身元証明の種類について通知する。あくまでも一例として、個人の場合、パスポートまたは特定の人物もしくは事業体（弁護士または公証人等）により適法に認証を受けた身分証明書の写しを、住所を証するもの（公共料金の請求書または銀行取引明細書等）と共に提供することを求められることがある。法人の場合、会社設立証書の認証謄本（名称変更を含む。）ならびに基本定款および付属定款（または同等の書類）ならびに取締役全員の氏名および居住住所ならびに2010年および2013年刑事裁判（マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策）法で定義される実質所有者の氏名および居住住所を提供することを求められることがある。

上記はあくまでも一例であり、管理事務代行会社は各申込者の身元および住所の証明のため必要と考える情報および文書を請求する。申込者の本人確認のために管理事務代行会社が請求した情報の提供について、申込者の側に遅滞または不履行があった場合、管理事務代行会社は当該申込みを受理することを拒絶し、受領済の申込金を当初の送金がなされた口座宛に申込者の費用負担により無利子で返還することができる。本人確認に必要な文書を提供していない受益者に対し受益証券が発行された場合、管理事務代行会社は、買戻請求手続をとるが、かかる受益者に帰属する買戻代金を保留する。投資予定者は、買戻代金が、第三者の口座に対して支払われないことに特に留意すべきである。

各申込者は、管理事務代行会社が請求した情報および文書が当該申込者によって提供されなかった場合、管理事務代行会社、ファンド、受託会社および/または管理会社は、当該申込者からの購入申込みの処理の拒絶または買戻代金支払いの遅延の結果生じる、いかなる損失の責任も負わないことを承知し、これに同意する。

（中略）

不適格申込者

申込書において、受益証券の各申込予定者は、とりわけ、自らが適格投資家であり、かつ、適用ある法律に違反せずに受益証券を取得および保有することができることを表明および保証することが求められる。

ファンドが本来であれば負担することのない納税義務を負担するかまたはファンドが本来であれば被ることのないその他の金銭的不利益を被る結果となると受託会社または管理会社が考える状況においては、いかなる者に対しても受益証券を募集、発行または譲渡を行うことができない。

受益証券の申込者は、申込書において、特に、ファンドに対する投資のリスクを評価する金融に関する知識、専門性および経験を有すること、ファンドが投資対象とする資産への投資に内在するリスクおよびかかる資産が保有および/または取引される方法について認識していること、ならびにファンドへの投資金全額の損失に耐え得ることを証明しなければならない。受益証券の譲受人は、譲渡の登録前に同様の条項で表明および保証を行わなければならない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

手続

ファンドの受益証券の申込者は、以下の時まで管理事務代行会社が申込者用の投資家口座を開設できるようにするために、記入済みの口座開設申込書とともに関係する情報および関係する申込者の身元確認書類、ならびに管理事務代行会社が請求する場合には買付金の資金源の詳細を、ファクシミリもしくは電子メール（署名済のPDFの様式による。）または管理事務代行会社が事前に同意したその他の電磁的方法により提出しなければならない（ただし、口座開設申込書の原本を追って郵送するものとする）。これらの要件の詳細は、下記の「マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与対策」に記載されている。

管理会社により任命された販売会社としての資格で申込みを行う申込者は、関連する買付日（場合による。）の午後7時（日本時間）まで。ただし、申込者（すなわち関連する販売会社）が口座開設申込書に対応する申込みを同日の午後2時（日本時間）までに受領していることを条件とする。

申込者が直接（管理会社により任命された販売会社を通じてではなく）申込みを行う場合、関連する買付日（場合による。）の午後2時（日本時間）まで

受益証券の申込者すべてについて、関連する買付日（場合による。）後4営業日目の日または特別の場合において管理会社が管理事務代行会社と協議の上で決定する一もしくは複数のこれより遅い時点までに、トラストの勘定で決済資金が受領されなければならない。

一旦管理事務代行会社が申込者に対して投資家口座が開設された旨の確認書を提供すれば、買付人は申込書を提出することにより、受益証券の申込みをすることができる。管理事務代行会社が、上記の買付申込締切時間までに申込書を受領できない場合は、申込書受領後の翌買付日まで申込みを保留し、受益証券は当該買付日に該当する購入価格で発行される。ただし、管理事務代行会社は、その裁量および投資運用会社への前もっての通知により、買付申込締切時間後であるが関連する買付日に関連する評価日の評価時点前に受領した申込書を受領することができる。

申込者は、管理事務代行会社による投資家口座開設に関する確認書を受領する前に管理事務代行会社が受領した申込書については手続が進められないことに留意すべきである。その場合、申込者は、管理事務代行会社による投資家口座開設の確認書を受領した後に新たな申込書の作成および提出を求められることになる。投資家口座開設の確認前にファンドの集金口座で受領された申込金は拒絶され、申込者は、追加の銀行手数料の負担を求められる可能性がある。

投資家口座開設の確認書が受領され、申込書が管理事務代行会社に交付された後、受益証券の申込みのための決済資金は、上記の買付決済期限までに、ファンドの集金口座に受領されるものとする。申込書および/もしくは決済資金が支払期限までに受領されなかった場合は、申込みは、申込書および申込

金受領後に適用される翌買付日まで保留され、受益証券は当該買付日に適用される購入価格で発行される。

各申込書には、購入金額もしくは受益証券の口数等を明記しなければならない。関連する申込金は、受益証券の表示通貨により現金で支払われなければならない。管理会社は、随時、特定の期間中または管理会社が別段の決定をする時点まで、受益証券を発行しないことを決定することがある。かかる期間においては、関連する受益証券の申込みを行うことはできない。

管理事務代行会社は、その裁量により、追加の申込みの場合、申込書に代えて管理事務代行会社が承認する様式（以下「申込・買戻注文書」という。）による取引注文を受理することができる。

受託会社または管理会社は、その絶対的な裁量により、理由のいかんまたは有無を問わず、（かつ、その理由を開示する義務を負わず）、受益証券の申込みの全部または一部の拒絶を決定することができ、この場合、申込みの際に支払われた金額またはその残額（場合による。）は、実務上可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクおよび費用負担において、（利息なしで）返還される。

記入済の申込書は、管理事務代行会社により受領された後は撤回することができない。受益証券が発行された場合、管理事務代行会社は、所有権の確認書を発行する。

ファンドのために集金口座で保有（ファンドに対する投資前またはファンド受益証券の買戻しもしくはファンドからの分配金に関する投資者に対する支払いの前の保有を含む。）されるオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スイープ・プログラム（以下「集金口座キャッシュ・スイープ・プログラム」という。）の対象となる可能性がある。集金口座キャッシュ・スイープ・プログラムには、かかる金銭を少なくともS&P、ムーディーズまたはフィッチによる「A-/A3」以上の信用格付けを有する第三者たるカウンターパーティー（以下「集金口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティー」という。）における単一または複数の顧客共同口座に預託することが含まれる。投資者は、集金口座キャッシュ・スイープ・プログラムの結果として、投資者が集金口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきである。カウンターパーティー・リスクの説明は、リスク要因の上記「カウンターパーティー・リスク」と題する項目に記載される。

受益証券の申込みが受理された場合、受益証券は、かかる受益証券の申込者が関連する買付日の営業時間終了時点（場合による。）を経過するまで受益者名簿に記載されない場合であっても、関連する買付日（場合による。）を効力発生日として発行されたものとみなされる。申込者により支払われた受益証券の申込金は、適用ある場合、関連する買付日以降、ファンドの投資リスクにさらされることとなる。

受益証券は、1口未満を四捨五入した整数の受益証券まで発行される。受益証券の端数に相当する申込金は、ファンドの利益のために保有される。

マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与対策

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、申込者に対して購入申込者自身の身元、実質的所有者/支配者の身元（適用ある場合）および資金源を確認するための証拠資料の提供を要求する。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）の対応を適切な者に委託することもでき、受託会社は管理事務代行会社に同様の対応を委託している。

管理事務代行会社は、アイルランド籍の会社であり、アイルランドのマネー・ロンダリング防止法令および規制（随時改正済）に従う。

アイルランドの2010年から2018年の刑事裁判（マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策）法（以下「刑事裁判法」という。）により、受託会社および管理事務代行会社は、すべての受益者の身元および住所ならびに場合によっては受益者が代理で受益証券を保有する実質所有者の身元および住所を

証明する方法を含む、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止および発見するためのリスク評価および適切な措置を講じる義務を課されている。受託会社は、刑事裁判法に従い各受益者の本人確認のために必要な文書を取得するため、管理事務代行契約の条件に基づき管理事務代行会社を任命した。リスクに基づく手法の適用により、一定の状況において、管理事務代行会社が一定のタイプの投資者（例えば、公的要人またはその他のハイリスク・カテゴリーに該当すると査定された投資者）について、強化された顧客デューデリジエンスを適用することが求められる。管理事務代行会社は、顧客、顧客に代わって行動する者および実質的所有者の特定および確認に関して、刑事裁判法第33条から第39条までに定める規定を遵守しなければならない。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与に効果的に対処するため、また、法第33条第1項に従い、管理事務代行会社は、次の場合にその顧客および関係する場合には実質的所有者を特定し、確認しなければならない。

- ・ ファンドに関して受益者と受託者の間に取引関係が成立する前
- ・ 一時的な取引やサービスを行う前
- ・ 受益者に関する重要な詳細が変更された場合

管理事務代行会社は、管理事務を行うファンドの受益者を特定し、確認することが求められる。受益者は、取引関係の開始に先立ち、関連するマネー・ロンダリング防止文書を提供することが義務づけられている。

管理事務代行会社は、継続的なデューデリジエンスを実施することを要求することができ、したがって、管理事務代行会社は受益者または実質的所有者の身元を確認するため、必要に応じて追加情報を随時請求する権利を有する。

受託会社は、管理事務代行会社に、申込者の身元と住所を確認するのに必要と管理事務代行会社が判断する情報と文書を申込者に請求する権限を与えている。規制を受けた仲介業者を通して募集を行い、仲介業者がアイルランドと同等のマネー・ロンダリング防止規制を有すると適用法によって認められた国で活動している場合、管理事務代行会社は、そのような投資者に対して簡易な顧客デューデリジエンスを適用する権利を有し、または購入予定者に関して規制を受ける仲介業者からの書面による表明に依拠することができるが、マネー・ロンダリング防止目的のために投資者の継続的なモニタリングを実施しなければならない。

ファンド受益証券の購入を希望する投資予定者に要求される文書の詳細（本人確認文書の種類を含む。）は、口座開設様式に概説されている。管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止の身元確認または検証の目的のために追加に必要な文書または情報について、投資予定者に通知する。

申込者がその身元確認のために管理事務代行会社から要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、管理事務代行会社は、投資者口座の開設を拒否するか、または取引の実施の許可を拒否することができる。投資予定者は、投資者が管理事務代行会社に第三者の身元を確認するための上記のような情報を提供しない限り、第三者の口座に対する買戻代金または分配金の支払が行われないことに特に留意しなければならない。管理事務代行会社は、受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件を満たすまで、投資者口座を開設する立場がなく、そのような状況下では、マネー・ロンダリング防止要件が満たされ申込者がその投資者口座が開設された旨の確認を受けるまでは、管理事務代行会社は、申込書およびファンドの集金口座で申込代金を受け取ることはできないことを留意されたい。管理事務代行会社が申込者の身元確認に成功し、申込者に対して投資者口座が開設された旨の確認書を提供すると、申込者は、完成した申込書が受領された翌買付日に、ファンドの受益証券の購入を申し込むことが許可される。

管理事務代行会社による申込者の身元確認のために必要とされた情報および書類を申込者が提供しなかった場合、受託会社または管理事務代行会社が、当該受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法もしくは規制に対する違反となる疑いを持った場合もしくは助言を受けた場合、またはかかる支払拒絶が受託会社もしくは管理事務代行会社が適用ある法令もしくは規則を遵守するために必要

もしくは適切であると判断した場合、受託会社または受託会社を代理する管理事務代行会社が、第三者（または投資者以外の者の名義の口座）から申込金が提供されたと判断した場合に、当該申込者の申込みの処理が拒否されたことまたは買戻代金の支払いが遅延したことによって発生した一切の損失について、各申込者は、受託会社および管理事務代行会社が保護されることを承認し、これに同意するものとする。

CIMAは、随時修正および改訂されるマネー・ロンダリング防止規則への受託会社の違反、または違反に同意または黙認した、もしくは注意を怠ったことが違反の原因であると証明されたトラストの受託会社または従業員に対して、トラストに多額の行政上の罰金を課す裁量権を有する。かかる行政上の罰金がトラストにより支払われる範囲において、トラストは、当該罰金および関連手続きの費用を負担する。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益法に基づいてケイマン諸島の財務報告当局（以下「FRA」という。）に対して、または、（ ）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2018年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはFRAに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

購入申込者は、申込により、自らおよび実質的所有者ならびに支配者の代理として、マネー・ロンダリング、租税情報交換、規制ならびにケイマン諸島および他の管轄双方における類似事項に関して照会があった場合に、監督官庁およびその他に対し受託会社および受託会社の代理としての管理者による情報の開示に同意するものとする。

受益者は、管理事務代行会社のinfoMLRO@sumitrustgas.comに連絡することにより、現任のマネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング報告責任者および副マネー・ロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含む。）を入手することができる。

データ保護法

2017年データ保護法（以下「DPL」という。）は、ケイマン諸島政府により2017年5月18日に制定され、2019年9月30日に効力が生じている。DPLにより、国際的に認められたデータ・プライバシー原則に基づいた受託会社の法令上の要件を導入している。受託会社は、DPLにおけるデータ管理者とみなされる。

一般データ保護規則（規則2016/679）により導入されたEUデータ保護制度（以下「GDPR」という。）は、欧州経済地域（以下「EEA」という。）のデータ・プライバシーを管理する法律上の要件を規定している。トラストおよびファンドは、EEAで設立されておらず、またEEAに住所または居所を有する個人に販売されていないため、GDPRの適用対象には含まれない。管理事務代行会社は、EEA内で設立された事業体であるため、GDPRの適用対象に含まれる。

管理事務代行会社は、受託会社の依頼によりトラストによるマネー・ロンダリング防止 / 本人確認義務履行の目的で、受託会社の依頼により投資者の個人データ処理に従事してきた。管理事務代行会社は、受託会社に代わってデータを処理しているため、データ保護法上のデータ処理者に分類される。

投資予定者は、サブ・ファンドへの投資ならびに受託会社およびその関連会社および / またはその委託先との関連するやり取り（口座開設申込書の記入、および（適用ある場合には）電磁的方法でのやり取りまたは電話通話の記録を含む。）の観点から、または受託会社に投資者と関連する個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、投資者、顧客、実質的所有者、代理人または受益者の社員）の個人

情報を提供する観点から、当該個人は受託会社ならびにその関連会社および/または委託者に対しDPLの意味の範囲内における個人データを構成する一定の個人情報を提供することに留意すべきである。

個人情報には、投資者および/または投資者に関連する個人に関する以下の情報が含まれる。

氏名、住所、電子メールアドレス、連絡先詳細、会社連絡先情報、署名、国籍、出生地、生年月日、税務ID、信用履歴、通信記録、パスポート番号、銀行口座詳細、資金源詳細および投資者の投資活動に関する詳細。

受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの委託先および代理人と個人データを共有することができる。

受託会社（データ管理者として）もしくは管理事務代行会社（GDPRに基づく自らの権利においてデータ処理者もしくはデータ管理者として）または適切な権限委譲を受けた者（適用ある場合）によるケイマン諸島からのまたはEEA外への個人データの移転について、必要な場合データ保護法に規定された条件に従い適切な安全措置が講じられる。

一定の限定された文脈において、管理事務代行会社は、法的・規制目的および正当なビジネス目的の下で、（法律上の義務に基づいて）マネー・ロンダリング防止法令上の、自らの義務を遵守するのに必要な範囲において、関連するサブ・ファンドに関して受託会社との契約の結果得られた個人データのGDPR上のデータ管理者として分類される可能性がある。このような限定的な状況には、あるファンドにおいて、管理事務代行会社がマネー・ロンダリング防止目的をクリアするために取得した個人データを、管理事務を行う別のファンドにおいて、同じ投資者のマネー・ロンダリング防止目的のクリアのために使用する場合があります。

かかる特定の許容される個人データの使用に関して、管理事務代行会社は、GDPRに基づくデータ管理者のすべての義務を負う。管理事務代行会社は、管理事務代行会社がデータ管理者の職権を行うGDPR上のデータ主体に付与されたすべての権利が、当該データ主体のみにより管理事務代行会社に対して直接行使可能であることを認識している。

疑義を避けるために、管理事務代行会社は一定の限定された文脈において、GDPRに基づく権利においてデータ管理者として行為するのみであり、DPLに基づくトラストのデータ管理者として行為するものとみなされるべきではない。

受託会社および管理事務代行会社は、DPLに基づくそれぞれのデータ保護義務および投資者（および投資者と関係する個人）のデータ保護に係る権利を概説した書類（以下「プライバシー通知」という。）を準備してきた。プライバシー通知は、申込手続きの一部であり、すべての投資者は入手可能である。

（中略）

不適格申込者

口座開設申込書において、受益証券の各申込予定者は、とりわけ、自らが適格投資家であり、かつ、適用ある法律に違反せずに受益証券を取得および保有することができることを表明および保証することが求められる。

ファンドが本来であれば負担することのない納税義務を負担するかまたはファンドが本来であれば被ることのないその他の金銭的不利益を被る結果となると受託会社または管理会社が考える状況においては、いかなる者に対しても受益証券を募集、発行または譲渡を行うことができない。

受益証券の申込者は、口座開設申込書において、特に、ファンドに対する投資のリスクを評価する金融に関する知識、専門性および経験を有すること、ファンドが投資対象とする資産への投資に内在するリスクおよびかかる資産が保有および/または取引される方法について認識していること、ならびにファンドへの投資金全額の損失に耐え得ることを証明しなければならない。受益証券の譲受人は、譲渡の登録前に同様の条項で表明および保証を行わなければならない。

（後略）

（１）海外における買戻し

<訂正前>

以下に記載される場合を除き、受益者は、その選択により、各買戻日に受益証券を提出して買戻しを請求することができる。

受益者は、以下の時または関連する買戻日もしくは受託会社および管理会社が管理事務代行会社と協議の上特定の場合において決定するその他の時まで管理事務代行会社が受領するよう、管理事務代行会社により要求されるその他の情報および文書とともに、ファクシミリまたは電子メール（署名済のPDFファイルの様式による。）により記入済の買戻請求書を送付しなければならない。

管理会社により任命された販売会社としての資格で受益証券の買戻しを請求する者は、関連する買戻日の午後7時（日本時間）まで。ただし、買戻請求者（すなわち関連する販売会社）が買戻し請求に対応する請求を同日の午後2時（日本時間）までに受領していることを条件とする。

申込者が直接（管理会社により任命された販売会社を通じてではなく）受益証券の買戻し請求をした場合は、関連する買戻日の午後2時（日本時間）まで

管理事務代行会社は、その裁量により、買戻請求書に代えて、申込・買戻注文書を受理することができる。

買戻請求書は、郵送、ファクシミリまたは電子メール（署名済のPDFファイルの様式による。）により送付することができる。各買戻請求には、（i）受益証券の口数等を明記するか（ただし、最低買戻口数を1口とする）、または（ ）買戻請求者が保有する全受益証券口数に関するものの、いずれかでなければならない。

一旦行われた買戻請求は、撤回することができない。ただし、管理会社が、管理事務代行会社と協議の上、一般的にまたは特定の場合において決定する場合は、この限りでない。

買戻価格

受益証券1口当たり買戻価格は、買戻日に関する評価日の評価時点における関連する受益証券クラスに帰属する純資産価額を当該評価日における発行済の当該受益証券クラスの受益証券口数で除して算定され、小数第3位以下は四捨五入される。かかる四捨五入による利益は、ファンドの利益のために保有される。

決済

上記に定めるところおよび下記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価（ロ）純資産価格の計算の停止」に従い、買戻代金の支払いは、可能な範囲において、関連する買戻日後4営業日以内に、または当該関連する買戻日後実務上可能な限り速やかに行われる。

支払いは、受益証券において使用される通貨建てで行われ、受益証券において使用される通貨の最小通貨単位に四捨五入の上、管理事務代行会社が決定するところに従い、受益者のリスクおよび費用負担において、買戻しを請求する受益者の口座に宛てて直接振込むことにより行われる。ただし、管理会社はその単独の裁量によりその他の方法に同意する場合はこの限りでない。買戻代金は、関連する受益証券の買戻しを請求する登録受益者に対してのみ支払われ、いかなる第三者支払いも認められない。

（後略）

<訂正後>

受益者は、以下の時または関連する買戻日もしくは受託会社および管理会社が管理事務代行会社と協議の上特定の場合において決定するその他の時まで管理事務代行会社が受領するよう、管理事務代行会社により要求されるその他の情報および文書とともに、ファクシミリまたは電子メール（署名済のPDFファイルの様式による。）または管理事務代行会社と事前に合意したその他の電磁的方法により記入済の買戻請求書を送付しなければならない。

管理会社により任命された販売会社としての資格で受益証券の買戻しを請求する者は、関連する買戻日の午後7時（日本時間）まで。ただし、買戻請求者（すなわち関連する販売会社）が買戻し請求に対応する請求を同日の午後2時（日本時間）までに受領していることを条件とする。

申込者が直接（管理会社により任命された販売会社を通じてではなく）受益証券の買戻し請求をした場合は、関連する買戻日の午後2時（日本時間）まで

受益者は、受益証券の買戻しを請求するために、買戻請求書に代えて、管理事務代行会社より申込・買戻注文書を入手し提出することができる。

買戻請求書は、郵送、ファクシミリまたは電子メール（署名済のPDFファイルの様式による。）により送付することができる。各買戻請求には、（i）受益証券の口数等を明記するか（ただし、最低買戻口数を1口とする）、または（ ）買戻請求者が保有する全受益証券口数に関するものの、いずれかでないといけない。

管理事務代行会社が、関連する時間までに買戻請求書を受領できない場合は、翌買戻日まで買戻請求を保留し、受益証券は関連する買戻日における買戻価格で買い戻される。

買戻請求が受理された場合、受益者が受益者名簿から抹消されたか否か、買戻価格が決定もしくは支払われたか否かにかかわらず、受益証券は関連する買戻日の営業時間終了時点に買戻されたものと取り扱われる。したがって、そのような立場の受益者は、関連する買戻日以降、買戻価格および関連する買戻日より前に宣言されたが支払われていないあらゆる分配金を受領する権利（いずれも買い戻された受益証券に関するものに限られる。）を除いて、受益証券に関して信託証書および信託証書から生じるあらゆる権利（ファンドに関して、通知を受領し、あらゆる集会に出席し議決権を行使する権利を含む。）を行使することはできない。かかる買戻請求中の受益者は、買戻価格に関してファンドの債権者となる。倒産手続きにおいて、買戻請求中の受益者は、一般債権者に劣後するが受益者には優先する。受益者は、当初の購入に関して資金が受領された決済済みの受益証券についてのみ買戻請求を行うことができる。

一旦行われた買戻請求は、撤回することができない。ただし、受託会社が、管理事務代行会社と協議の上、全般的にまたは特定の場合において決定する場合は、この限りでない。

買戻価格

受益証券1口当たり買戻価格は、買戻日に関する評価日の評価時点における関連する受益証券クラスに帰属する純資産価額を当該評価日における発行済の当該受益証券クラスの受益証券口数で除して算定され、小数第3位以下は四捨五入される。かかる四捨五入による利益は、ファンドの利益のために保有される。

受益証券の買戻価格を算定する際、受託会社は1口当たり純資産価格から、買戻資金を調達するために行う資産の換金またはポジションの解消の過程でファンドに発生しうる財務上の費用および売却費用を反映するために適切と判断する引当金を控除することができる。

決済

上記に定めるところおよび下記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価（ロ）純資産価格の計算の停止」に従った上で、買戻代金の支払いは、通常可能な限り、関連する買戻日後4営業日以内に、または受託会社が投資運用会社と協議の上決定できるそれ以降の日までに行われる。

支払いは、受益証券において使用される通貨建てで行われ、受益証券において使用される通貨の最小通貨単位に四捨五入の上、受益者のリスクおよび費用負担において、買戻請求の対象となる受益証券にかかる購入資金が支払われたのと同じの買戻請求受益者の口座に宛てて直接振込むことにより行われる。ただし、管理会社はその単独の裁量によりその他の方法に同意する場合はこの限りでない。買戻代金は、関連する受益証券の買戻しを請求する登録受益者に対してのみ支払われ、いかなる第三者支払いも認められない。

受託会社は、ファンドが関連する受益証券の買戻しに充てるための金額の資金を投資対象から受領しない限り、買戻代金を受益者に送金する義務を負わない。買戻代金には、関連する買戻日から実際の支払日までの期間の利息は生じない。

（後略）

3 資産管理等の概要

（1）資産の評価

（イ）純資産価格の計算

<訂正前>

（前略）

管理会社または投資運用会社が、ファンドの勘定で、上述の価格設定サービスを利用した評価を行うことができない店頭デリバティブ商品（以下「店頭デリバティブ商品」という。）に投資する場合、管理会社またはその受任者（投資運用会社を含む。）は、関連する純資産価額に組み込むため、店頭デリバティブ商品の取引の各相手方が管理事務代行会社に対し当該店頭デリバティブ商品の評価額を提供することを確保することにつき責任を負う。関連する純資産価額の計算のため、管理事務代行会社は、店頭デリバティブ商品の取引の相手方、管理会社またはその受任者（投資運用会社を含む。）から受領する評価に無条件に依拠する権利を有しており、また、かかる評価額が正確であることまたはかかる評価額が店頭デリバティブ商品の正味実現可能価額を表示していることを確認する責任を負わない。

受託会社の適法に選任された受任者による、各ファンドの純資産価額または各ファンドの各クラスもしくはシリーズの各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の計算はすべて、現実の詐欺または故意の不履行がない限り、最終的かつ決定的なものとする。現実の詐欺または故意の不履行がない限り、受託会社およびその適法に選任された受任者はいずれも、第三者から提供された価額に依拠した各ファンドの純資産価額または各ファンドの各クラスもしくはシリーズの各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の計算の誤りについて、いかなる法的責任も負わない。受託会社およびその適法に

選任された受任者は、現実の詐欺または故意の不履行がない限り、公認された価格情報源、評価代理人もしくは副管理者またはその他の第三者によって受託会社の適法に選任された受任者に提供された価額に依拠することについて絶対的な保護を受けるものとする。

（後略）

<訂正後>

（前略）

管理会社または投資運用会社が、ファンドの勘定で、上述の価格設定サービスを利用した評価を行うことができない店頭デリバティブ商品（以下「店頭デリバティブ商品」という。）に投資する場合、管理会社またはその受任者（投資運用会社を含む。）は、関連する純資産価額に組み込むため、店頭デリバティブ商品の取引の各相手方が管理事務代行会社に対し当該店頭デリバティブ商品の評価額を提供することを確保することにつき責任を負う。関連する純資産価額の計算のため、管理事務代行会社は、店頭デリバティブ商品の取引の相手方、管理会社またはその受任者（投資運用会社を含む。）から受領する評価に無条件に依拠する権利を有しており、また、かかる評価額が正確であることまたはかかる評価額が店頭デリバティブ商品の正味実現可能価額を表示していることを確認する責任は負わない。

ファンドの勘定で受領したあらゆる担保は、取引の相手方による債務不履行がない限り、ファンドの資産として扱われず、したがって、ファンドの純資産価格の計算から除かれる。

受託会社の適法に選任された受任者による、各ファンドの純資産価額または各ファンドの各クラスもしくはシリーズの各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の計算はすべて、現実の詐欺または故意の不履行がない限り、最終的かつ決定的なものとする。現実の詐欺または故意の不履行がない限り、受託会社およびその適法に選任された受任者はいずれも、第三者から提供された価額に依拠した各ファンドの純資産価額または各ファンドの各クラスもしくはシリーズの各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の計算の誤りについて、いかなる法的責任も負わない。受託会社およびその適法に選任された受任者は、現実の詐欺または故意の不履行がない限り、公認された価格情報源、評価代理人もしくは副管理者またはその他の第三者によって受託会社の適法に選任された受任者に提供された価額に依拠することについて絶対的な保護を受けるものとする。

（後略）

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

4 利害関係人との取引制限

<訂正前>

投資家は、以下の潜在的な利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社、投資運用会社、これらの各保有会社、保有会社の株主、保有会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）はそれぞれ、ファンドとの利益相反が時折生じうる他の金融、投資またはその他の専門的な活動に関与することがある。当該活動には、他ファンドの運用、有価証券の購入および販売、投資運用業および投資顧問業、仲介業、他ファンドの受託者、管理事務代行者、保管者、管理者または販売者としての行為ならびに他ファンドもしくは他社の取締役、役員、顧問または代理人としての役務が含まれる。投資運用会社は、ファンドと類似もしくは重複する投資目的を掲げる他の投資ファンドの運用または投資助言に関与することがある。利害関係者は、ファンドに関して提供されるサービスと類似するサービスを第三者に提供することがある。いかなる利害関係者も、当該活動から得られる利益に関する勘定について責任を負わない。利益相反が生じた場合、受託会社、管理会社または投資運用会社（場合による。）は、これを公正に解決するよう確保すべく努力を払う。

適用ある法令に規定されるところに従い、投資運用会社は、ファンドの勘定で、いずれかの利害関係者もしくは投資ファンドから、または当該利害関係者により助言もしくは管理される勘定から有価証券を取得し、またはこれらに対して当該有価証券を処分することができる。利害関係者（受託会社を除く。）は、自らが適当と考える受益証券を保有および取引することができる。利害関係者は、ファンドにより類似する投資対象が保有されている可能性があるかにかかわらず、自らの勘定で投資対象を購入、保有および取引することができる。

利害関係者は、受益者と、またはファンドが有価証券を保有するもしくはその勘定で有価証券が保有される事業体と金融取引その他の取引を契約し、もしくは執行することができ、または、当該契約もしくは取引について利益を受けることができる。さらに、利害関係者は、ファンドの投資対象の販売または購入（当該利害関係者が当該ファンドの勘定で実行し、当該ファンドの利益となるもしくは利益とならないもの）に関して交渉できる手数料および利益を受領することができる。

<訂正後>

投資家は、以下の潜在的な利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社、投資運用会社、保管会社および管理事務代行会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）はそれぞれ、ファンドとの利益相反が時折生じうる他の金融、投資またはその他の専門的な活動に関与することがある。当該活動には、他ファンドの受託者、管理事務代行者、保管者、投資運用者または販売者としての行為および他ファンドまたは他社の取締役、役員、顧問または代理人としての役務が含まれる。投資運用会社は、ファンドと類似または重複する投資目的を掲げる他の投資ファンドに対する投資運用および投資助言サービスの提供に関与することがある。投資運用会社は、ファンドに対して提供されるサービスと類似するサービスを第三者に提供することがある。いかなる利害関係者も、当該活動から得られる利益について説明する責任を負わない。利益相反が生じた場合、受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社または投資運用会社（場合による。）は、これを公正かつ誠実に解決するよう確保すべく努力を払う。

受託会社またはその他のサービス提供者（または受託会社の親会社、子会社もしくは関連会社）は、ファンドに関して銀行、ブローカーとして行為するかまたは管理事務、専門的もしくはその他のサービスを提供する場合、かかる資格において、これに関連して信託財産からファンドにより支払を受けることが合意されている報酬または費用を受領し保持する権利を有するものとする。

受託会社、管理会社または投資運用会社は、権限もしくは裁量権の行使の方法もしくは結果または取引において何らかの別のまたは相反する利害関係（個人的な利害関係であるかもしくはその他の何らかの資格における利害関係であるかまたは受託会社の場合は唯一の受託者としての資格における利害関係であるかもしくは他のトラストの受託者の一人としての資格における利害関係であるかを問わない。）を有する可能性があることにかかわらず、基本信託証書、関連する補遺証書または一般的な法令により授權される取引を締結および実行するための権限または裁量権を行使することができ、その結果としてかかる資格において得た利益について説明する責任を負わないが、受託会社の場合、受託会社は、単なる形式上の当事者にすぎない場合を除き、別のまたは相反する利害関係を有する可能性がある何らかの事項における行為を差し控えることができる。

受託会社ならびにその役員および従業員は、何らかの形でファンドと関係のある会社、団体または企業の役員、従業員、代理人または顧問として得た合理的な報酬またはその他の合理的な利益について説明する責任を負わない。これは、自らの立場または役職が、受託会社としての地位またはファンドに帰属もしくは関連するいずれかの持分株式、資産、権利もしくは権限を理由または手段として獲得または維持された可能性があるか否かを問わない。

適用ある法令に規定されるところに従い、受託会社は、ファンドの勘定で、いずれかの利害関係者もしくは投資ファンドから、または当該利害関係者により助言もしくは管理される勘定から有価証券を取得し、またはこれらに対して当該有価証券を処分することができる。利害関係者（受託会社を除く。）は、自らが適当と考える受益証券を保有および取引することができる。利害関係者は、ファンドの勘定で類似する投資対象が保有されている可能性があるかにかかわらず、自らの勘定で投資対象を購入、保有および取引することができる。

利害関係者は、受益者またはファンドによってもしくはファンドの勘定で有価証券が保有される事業体との間で金融取引その他の取引を契約し、もしくは締結することができ、または、当該契約もしくは取引について利害関係を有することができる。さらに、利害関係者は、ファンドの投資対象の販売または購入（当該利害関係者が当該ファンドの勘定で実行し、当該ファンドの利益となるもしくは利益とならないもの）に関して交渉できる手数料および利益を受領することができる。

投資運用会社

各ファンドは、投資運用会社およびその関連会社が関与する数多くの現実的および潜在的な利益相反にさらされる。かかる利益相反は、関連するファンドおよびその投資家に対して重大な悪影響を及ぼす可能性がある。利益相反が生じた場合、投資運用会社はその公正な解決の確保のために努力する。

さらに、利益相反は、投資運用会社およびその関連会社が幅広い事業に従事し、現在および将来においてファンド以外の運用勘定に対して投資運用サービスを提供する（その他の運用勘定または事業の一部に何らかの利害関係を持つことを含む。）という事実から生じることがある。

投資運用会社およびその関連会社は、自らが合理的に必要であると判断する時間を各ファンドの活動に充てる。投資運用会社およびその関連会社は、かかる活動がファンドと競合する可能性があり、および／または、投資運用会社もしくはその関連会社の多大な時間および資源を必要とする可能性がある場合でも、追加の投資ファンドを設立すること、他の投資顧問関係を締結すること、または、その他の事業活動に従事することを制限されない。これらの活動は、投資運用会社のメンバーならびにその役員および従業員の時間および努力がファンドの事業のみに利用されず、ファンドの事業と投資運用会社が助言するその他の者の金銭の運用との間で配分されるという点において利益相反を引き起こすとみなされる可能性がある。

別紙

定義集

< 訂正前 >

- 「**管理事務代行契約**」 トラストおよび各ファンドの管理事務代行者としての管理事務代行会社の選任に関連して受託会社と管理事務代行会社との間で締結される契約をいう。
- 「**管理事務代行会社**」 エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド、または随時ファンドの管理事務代行者となるその他の者もしくは機関をいう。
- 「**付属書類**」 同書で言及されるファンドに関する、英文目論見書の関連する付属書類をいう。
- 「**ケイマン諸島金融庁**」 ケイマン諸島の金融庁をいう。
- 「**監査人**」 プライスウォーターハウスクーパース、またはトラストおよび/もしくは関連するファンドの監査人として管理会社により選任されるその他の者もしくは機関をいう。
- 「**営業日**」 以下の a) および/または b) をいう。
 a) (i) オーストラリア証券取引所が終日営業しており、かつ、
 () ダブリン、ロンドン、メルボルン、シドニーおよび東京の
 それぞれにおいて銀行が営業を認められている日
 b) 管理会社が随時定めるその他の日
- 「**ケイマン諸島ドル**」 ケイマン諸島の法定通貨をいう。
- 「**保管会社**」 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店、または受託会社がファンドに関する保管者として随時選任するその他の機関をいう。
- 「**保管契約**」 受託会社と保管会社との間で締結される保管契約をいう。
- 「**適格投資家**」 各ファンドについて、下記 (a) 項から (d) 項までのいずれにも該当しない者、法人もしくは事業体、および/または特定のファンドに関して、もしくはファンドの特定の受益証券クラスに関して管理会社が随時決定するその他の者、法人もしくは事業体をいう。
 (a) 米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは米国において存続するパートナーシップ、米国の法律に基づき設立されたもしくは米国において存続する法人、信託もしくはその他の事業体、または米国人 (1933年米国証券法 (改正済) に基づくレギュレーション S に定義される。) もしくはかかる米国人のために受益証券を保有しているもしくは保有する予定の者、法人もしくは事業体。
 (b) ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を所在地とする者 (慈善信託もしくは慈善団体の目的物、または免税会社もしくは非居住者であるケイマン諸島の会社を除く。) 。
 (c) 適用ある法令に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者。
 (d) 上記 (a) 項から (c) 項に記載されるいずれかの者、法人または事業体の保管者、名義人または受託者
- 「**金融庁**」 日本国の金融庁をいう。

「投資対象」	いずれかの自然人、団体（法人格の有無を問わない。）、投資信託、信託、世界のいずれかの国、州もしくは領域の政府もしくは機関が発行する持分、株式、債券、社債、社債券、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、株式オプションもしくはストック・オプション、先物取引、通貨スワップもしくは金利スワップ、レポ契約およびリバース・レポ契約、譲渡性預金証書、為替手形、約束手形もしくはあらゆる種類の有価証券（派生商品を含む。）、上記の者に対するローン（もしくはローン・パーティシペーション）、ミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームへの参加権をいう。
「投資運用会社」	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社、またはファンドの投資運用者として随時選任されるその他の者、企業もしくは会社をいう。
「管理会社」	インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド、または基本信託証書の規定に従い、管理者として選任されるその他の者もしくは機関をいう。
「基本信託証書」	受託会社と管理会社により作成された、トラストを設定する2016年7月29日付基本信託証書（随時修正または追補される。）をいう。
「ミューチュアル・ファンド法」	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2019年改正）（随時修正または再制定される。）をいう。
「純資産価額」	基本信託証書および英文目論見書に従い算定される、すべての投資対象、現金およびファンドの信託財産に含まれるその他すべての資産の価額から、ファンドの信託財産から適切に支払うことができるか、または払戻しを受けることができる総負債額を差し引いた価額をいう。ファンドの純資産価額は、ファンドの表示通貨建てとする。
「受益証券1口当たり純資産価格」	受益証券に関して、ファンドの純資産価額を、ファンドの計算時における発行済受益証券口数で除した金額（小数点以下第3位を四捨五入する。）をいう。
「英文目論見書」	トラストに関する2016年9月付英文目論見書（随時修正または追補される。）をいう。
「買戻日」	毎営業日および/または管理会社が随時定めるその他の日をいう。
「買戻価格」	「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（1）海外における買戻し 買戻価格」の項に従い計算される価格をいう。
「ファンド」	基本信託証書および補遺証書に従い設定されたトラストのファンドであるオーストラリア高配当株ファンドをいう。
「ファンド決議」	（a）当該決議について議決権を有し、当該ファンドの発行済受益証券の純資産価額による単純過半数を有する保有者が書面にて行う決議、または（b）当該ファンドの受益者集会において、本人もしくは代理人により出席し、議決権を有しかつ当該集会においてこれを行わせる、当該集会の基準日時点で当該ファンドの発行済受益証券の純資産価額による単純過半数を有する保有者によって可決された決議をいう（かかる決議の可決については、基本信託証書の規定が適用されるものとする。）。

「補遺証券」	受託会社と管理会社により締結されるファンドに関する2016年7月29日付補遺信託証券をいう。
「トラスト」	ケイマン諸島の法律に基づき基本信託証券により設定されたオープンエンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるオフショア・ストラテジー・ファンドをいい、文脈上認められる場合は、基本信託証券に基づき設定された一または複数のファンドを含むものとする。
「信託財産」	各ファンドに関して、当該ファンドの信託に基づき受託会社が保有する当初の金額100米ドルに加え、(a)当該ファンドの受益証券の発行手取金、ならびに(b)基本信託証券に定めるとおり、当該ファンドの信託に基づき受託会社または受託会社の代理人がその時点において保有する、または保有するとみなされる一切の現金およびその他の財産および資産をいう。当該用語が一般に使用される場合、「信託財産」とは、すべてのファンド全体に言及することができる信託財産をいう。
「受託会社」	G.A.S.(ケイマン)リミテッド、または基本信託証券の規定に従い、受託者として選任されるその他の者もしくは機関をいう。
「受益証券」	ファンドの信託財産に対する受益権を分割した不可分の均等な持分をいい、文脈に応じて、ファンドのクラスまたはシリーズの受益証券をいう。
「受益者」	その時点における受益証券の登録保有者(共同で登録されている者を含む。)をいう。
「受益者決議」	(a)各受益者が、すべてのファンドの純資産価額の合計に対する、当該受益者が保有するすべてのファンドの受益証券の純資産価額の合計の割合に応じて按分して計算された数の議決権を得ていることを前提として、すべてのファンドの発行済受益証券の純資産価額による過半数を有する保有者によって書面にて同意された決議、または(b)(基本信託証券の規定に従い招集および開催された)受益者総会において、本人もしくは代理人により出席する、当該総会の基準日時点ですべてのファンドの発行済受益証券の純資産価額による過半数を有する保有者によって可決された決議をいう。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいう。
「米ドル」および「ドル」	米国の法定通貨をいう。
「評価日」	各営業日および/または管理会社が随時定めるその他の日をいう。 (後略)

<訂正後>

<u>「口座開設申込書」</u>	各ファンドに関して、当該ファンドの受益証券を購入するための投資家口座の開設用に管理事務代行会社から提供される申込書をいう。
<u>「現実の詐欺」</u>	人に関して、（単なるエクイティ上の詐欺または擬制詐欺ではなく）不誠実な意図に必要とされる行為の基準をいう。
<u>「管理事務代行契約」</u>	トラストおよび各ファンドの管理事務代行者としての管理事務代行会社の選任に関連して受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結される契約をいう。
<u>「管理事務代行会社」</u>	エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド、または随時ファンドの管理事務代行者となるその他の者もしくは機関をいう。
<u>「関連会社」</u>	ある者を直接的または間接的に支配し、支配され、またはその共通の支配下にある法人、会社、パートナーシップその他の事業をいう。 「支配」とは、当該法人、会社、パートナーシップその他の事業の議決権付き持分の50%超の直接的または間接的な所有または支配をいう。
<u>「付属書類」</u>	同書で言及されるファンドに関する、英文目論見書の関連する付属書類をいう。
<u>「ケイマン諸島金融庁」</u>	ケイマン諸島の金融庁をいう。
<u>「監査人」</u>	プライスウォーターハウスクーパース、またはトラストおよび/もしくは関連するファンドの監査人として管理会社により選任されるその他の者もしくは機関をいう。
<u>「営業日」</u>	以下のa)および/またはb)をいう。 a) (i) オーストラリア証券取引所が終日営業しており、かつ、 () ダブリン、ロンドン、メルボルン、シドニーおよび東京のそれぞれにおいて銀行が営業を認められている日 b) 管理会社が随時定めるその他の日
<u>「キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」</u>	<u>「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1) リスク要因 キャッシュ・スウィープ・リスク」</u> の項の定義による。
<u>「キャッシュ・スウィープ・プログラム」</u>	<u>「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1) リスク要因 キャッシュ・スウィープ・リスク」</u> の項の定義による。
<u>「ケイマン諸島ドル」</u>	ケイマン諸島の法定通貨をいう。
<u>「集金口座」</u>	管理事務代行会社によって管理される口座であって、() ファンドの投資者からの申込金の受領、ならびに() 受益者に対する買戻代金および/または分配金の支払いに用いられるものをいう。
<u>「集金口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」</u>	<u>「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 (1) 海外における申込み 手続」</u> の項の定義による。
<u>「集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラム」</u>	<u>「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 (1) 海外における申込み 手続」</u> の項の定義による。
<u>「保管会社」</u>	三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店、または受託会社がファンドに関する保管者として随時選任するその他の機関をいう。

「 <u>保管契約</u> 」	受託会社と保管会社との間で締結される保管契約をいう。
「 <u>データ保護規則</u> 」	<u>D P LおよびG D P Rをいう。</u>
「 <u>D P L</u> 」	<u>ケイマン諸島における2017年データ保護法（随時改正される）をいう。</u>
「 <u>E E A投資家</u> 」	<u>E E A（欧州経済領域）に居住し、または登録事務所を有する個人、会社または法人をいう。</u>
「 <u>適格投資家</u> 」	各ファンドについて、下記（a）項から（e）項までのいずれにも該当しない者、法人もしくは事業体、および/または特定のファンドに関して、もしくはファンドの特定の受益証券クラスに関して管理会社が随時決定するその他の者、法人もしくは事業体をいう。 （a）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは米国において存続するパートナーシップ、米国の法律に基づき設立されたもしくは米国において存続する法人、信託もしくはその他の事業体、または米国人もしくはかかる米国人のために受益証券を保有しているもしくは保有する予定の者、法人もしくは事業体。 （b）ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を所在地とする者（慈善信託もしくは慈善団体の目的物、または免税会社もしくは非居住者であるケイマン諸島の会社を除く。）。 （c）適用ある法令に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者。 （d）E E A投資家 （e）上記（a）項から（d）項に記載されるいずれかの者、法人または事業体の保管者、名義人または受託者
「 <u>金融庁</u> 」	日本国の金融庁をいう。
「 <u>G D P R</u> 」	<u>一般データ保護規則（規則2016 / 679）により導入されたE Uデータ保護制度をいう。</u>
「 <u>投資対象</u> 」	いずれかの自然人、団体（法人格の有無を問わない。）、投資信託、信託、世界のいずれかの国、州もしくは領域の政府もしくは機関が発行する持分、株式、債券、社債、社債券、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、株式オプションもしくはストック・オプション、先物取引、通貨スワップもしくは金利スワップ、レポ契約およびリバース・レポ契約、譲渡性預金証書、為替手形、約束手形もしくはあらゆる種類の有価証券（派生商品を含む。）、上記の者に対するローン（もしくはローン・パーティシペーション）、ミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームへの参加権（ <u>全額もしくは一部払い込み済み、または払い込みが全くなされていないもののいずれも含む。</u> ）、またはファンドに関連する英文目論見書補遺に記載される、もしくは受託会社が管理会社と協議の上、随時決定するその他の投資対象もしくはそのデリバティブをいう。
「 <u>投資運用会社</u> 」	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社、またはファンドの投資運用者として随時選任されるその他の者、企業もしくは会社をいう。

「管理会社」	インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド、または基本信託証書の規定に従い、管理者として選任されるその他の者もしくは機関をいう。
「基本信託証書」	受託会社と管理会社により作成された、トラストを設定する2016年7月29日付基本信託証書(随時修正または追補される。)をいう。
「ミューチュアル・ファンド法」	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2020年改正)(随時修正または再制定される。)をいう。
「純資産価額」	基本信託証書および英文目論見書に従い算定される、すべての投資対象、現金およびファンドの信託財産に含まれるその他すべての資産の価額から、ファンドの信託財産から適切に支払うことができるか、または払戻しを受けることができる総負債額を差し引いた価額をいう。ファンドの純資産価額は、ファンドの表示通貨建てとする。
「受益証券1口当たり純資産価格」	受益証券に関して、ファンドの純資産価額を、ファンドの計算時における発行済受益証券口数で除した金額(小数点以下第3位を四捨五入する。)をいう。
「OECD」	経済協力開発機構をいう。
「英文目論見書」	トラストに関する2016年9月付英文目論見書(随時修正または追補される。)をいう。
「基準日」	受益者集会に関して、受託会社が決定し、当該受益者集会の招集通知において指定された受益者集会の会日より14日以上前の日をいう。
「買戻日」	毎営業日および/または管理会社が随時定めるその他の日をいう。
「買戻価格」	「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等(1) 海外における買戻し 買戻価格」の項に従い計算される価格をいう。
「ファンド」	基本信託証書および補遺証書に従い設定されたトラストのファンドであるオーストラリア高配当株ファンドをいう。
「ファンド決議」	(a) 当該決議について議決権を有し、当該ファンドの発行済受益証券の純資産価額による単純過半数を有する保有者が書面にて行う決議、または(b) 当該ファンドの受益者集会において、本人もしくは代理人により出席し、議決権を有しかつ当該集会においてこれを行使する、当該集会の基準日時点で当該ファンドの発行済受益証券の純資産価額による単純過半数を有する保有者によって可決された決議をいう(かかる決議の可決については、基本信託証書の規定が適用されるものとする。)
「補遺証書」	受託会社と管理会社により締結されるファンドに関する2016年7月29日付補遺信託証書をいう。
「トラスト」	ケイマン諸島の法律に基づき基本信託証書により設定されたオープンエンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるオフショア・ストラテジー・ファンドをいい、文脈上認められる場合は、基本信託証書に基づき設定された一または複数のファンドを含むものとする。

「信託財産」	各ファンドに関して、当該ファンドの信託に基づき受託会社が保有する当初の金額100米ドルに加え、(a)当該ファンドの受益証券の発行手取金、ならびに(b)基本信託証書に定めるとおり、当該ファンドの信託に基づき受託会社または受託会社の代理人がその時点において保有する、または保有するとみなされる一切の現金およびその他の財産および資産をいう。当該用語が一般に使用される場合、「信託財産」とは、すべてのファンド全体に言及することができる信託財産をいう。
「信託法」	<u>ケイマン諸島の信託法をいう。</u>
「受託会社」	G.A.S.(ケイマン)リミテッド、または基本信託証書の規定に従い、受託者として選任されるその他の者もしくは機関をいう。
「受益証券」	ファンドの信託財産に対する受益権を分割した不可分の均等な持分をいい、文脈に応じて、ファンドのクラスまたはシリーズの受益証券をいう。
「受益者」	その時点における受益証券の登録保有者(共同で登録されている者を含む。)をいう。
「受益者決議」	(a)各受益者が、すべてのファンドの純資産価額の合計に対する、当該受益者が保有するすべてのファンドの受益証券の純資産価額の合計の割合に応じて按分して計算された数の議決権を得ていることを前提として、すべてのファンドの発行済受益証券の純資産価額による過半数を有する保有者によって書面にて同意された決議、または(b)(基本信託証書の規定に従い招集および開催された)受益者総会において、本人もしくは代理人により出席する、当該総会の基準日時点ですべてのファンドの発行済受益証券の純資産価額による過半数を有する保有者によって可決された決議をいう。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいう。
「米ドル」および「ドル」	米国の法定通貨をいう。
「米国人」	<u>1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義される「米国人」に該当する者(定義は随時修正される。)、または受託会社が管理会社と協議の上、随時定めるその他の者をいう。</u>
「評価日」	各営業日および/または管理会社が随時定めるその他の日をいう。

(後略)